

第3編 震 災 対 策 編

第1章 地震災害予防計画

地震災害の軽減、災害応急対策を円滑に行うための事前準備等を目的とした、防災に関する施設の整備点検、防災に関する資機材等の備蓄及び点検、並びに防災訓練等に関する実施事項及び計画を示す。

第1節 防災知識普及計画

町及び関係機関は、各所属職員はじめ、住民等に対し地震及び防災に関する知識の普及・啓発に努める。

第1 職員に対する教育

職員としての確かつ円滑な防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

- (1) 地震に関する基礎知識、一般知識
- (2) 砥部町地域防災計画（震災対策編）と町の地震防災対策に関する知識
- (3) 地震が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (5) 家庭及び地域における防災対策
- (6) 家庭の地震対策と自主防災組織の育成強化対策の支援
- (7) 地震対策の課題とその他必要な事項

なお、上記（3）及び（4）については、毎年度、各部局等において、所属職員に対し、十分に周知しておく。

また、各課等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

第2 教職員及び児童生徒に対する教育

教育委員会は、学校長に対し、町職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、「愛媛県学校安全の手引き(改定版)」(愛媛県教育委員会編)をもとに、学校安全計画に地震等災害に関する必要な事項（防災組織・分担等）を定め、児童生徒が地震等災害に関する基礎的、基本的な事項を理解したうえで、適切な行動がとれるよう安全教育等の徹底を指導する。

- (1) 各教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、地震等災害に関する基礎的知識を修得させるとともに、地震等災害発生時の対策（避難所・避難経路の確認、地震等防災知識の普及・啓発等）の周知徹底を図る。
- (2) 中学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行う。

第3 住民に対する防災知識の普及

地震発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、県及び大学等地域学術機関等と連携した防災講座の開催等により、地震及び防災に関する知識の普及・啓発を図る。

また、住民に対し、自らの生命、身体及び財産を守り、併せて地域の地震被害を最小限にとどめるため、地域の災害危険箇所や避難所等を記載した総合防災マップを作成し、全住民に配布するなどにより、住民自らが地域の危険箇所を自覚し、早期に円滑な避難行動がとれるよう必要な防災知識の普及・啓発を図る。

1 一般啓発

(1) 啓発の内容

- ア 地震に関する基礎知識
- イ 緊急地震速報を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識
- ウ 地震が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- エ 防災関係機関等が講じる地震防災対策等に関する知識
- オ 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- カ 山・崖崩れ危険予想等に関する知識
- キ 避難場所、避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- ク 住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等、家庭における防災対策に関する知識
- ケ 応急手当等看護に関する知識
- コ 避難生活に関する知識
- サ 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識
- シ コミュニティ活動及び自主防災組織の強化に関する知識
- ス 早期自主避難の重要性に関する知識
- セ 防災士の活用に関する知識
- ソ 南海トラフ地震に伴う地震動に関する知識（地震被害想定調査等）
- タ 南海トラフ地震が時間差で発生することの危険性
- チ 災害時の家庭内の連絡体制の確保

(2) 啓発の方法

- ア テレビ、ラジオ及び新聞の活用
- イ 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- ウ 映画、ビデオテープの利用
- エ 講演会、講習会の実施
- オ 防災訓練の実施
- カ インターネット(ホームページ)の活用
- キ 各種ハザードマップ等の利用

2 生涯学習を通じた啓発

町及び教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会

等を通じて地震防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の地震防災に寄与する知識を高める。

(1) 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準じるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

(2) 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

また、文化財や町並みを地震災害から守り、後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等の諸活動を通じ、防災指導を行い、地震防災知識の普及を図る。

3 各種団体を通じた啓発

各種団体に対し、研修会、講演会、ビデオテープの貸出し等を通じて防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進する。

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

危険物を取り扱う施設や大規模商業施設、集会施設等不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震発生時における施設管理者のとるべき措置について知識の普及に努める。

5 「えひめ防災の日」及び「えひめ防災週間」における啓発

町は、「えひめ防災の日(12月21日)」を含む「えひめ防災週間(12月17日～12月23日までの一週間)」においては、その趣旨にふさわしい事業の実施に努める。

第4 関係機関の活動

指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、各所属職員に対し、所掌する事務又は業務に関する地震防災対策について教育を行うとともに、利用者等が実施すべき事項等について普及・啓発を行う。

第2節 住民の防災対策計画

地震による被害を軽減するためには、住民一人ひとりが、地震や防災に関する正しい知識を持ち、家庭、地域、職域等で自ら防災対策を実践するとともに、地域における自主防災組織等の防災活動に積極的に参加することが重要である。

このため、町は、防災意識の啓発及び防災情報の提供等に努める。

第1 住民の果たすべき役割

住民は、地震災害から自らを守る（自助）とともにお互いに助け合う（共助）という意識と行動のもとに、平常時及び地震発生時において、概ね次のような防災対策を実践する。

1 平常時の実施事項

- (1) 地震防災に関する知識の習得に努める。
- (2) 緊急地震速報を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- (3) 地域の避難場所、避難所、避難経路、避難方法及び地域住民相互の連絡方法を確認する。
- (4) がけ崩れ、津波等災害が発生する恐れのある地域の危険箇所の把握に努める。
- (5) 建築物の所有者は、家屋の耐震診断を行うとともに、その診断結果を踏まえ、耐震改修等適切な措置を講じる。
- (6) 家具、ピアノ、冷蔵庫、窓ガラス等について、転倒、飛散等による被害の発生を防ぐための対策を講じる。
- (7) 石油ストーブやガス器具等について、対震自動消火等火災予防措置を実施する。
- (8) 飲料水、食料、日用品や医薬品等生活必需品を備蓄するとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備をしておく。（食料については最低7日分、うち3日分は非常用持出し。）また、動物飼養者にあっては飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について準備をしておく。
- (9) ラジオ等の情報収集の手段を確保する。
- (10) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (11) 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。
- (12) 隣近所と地震発生時の協力について話し合う。
- (13) 消火器その他の必要な資機材を備える。
- (14) ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機を設置しようとする者は、当該工作物の耐震性を確保するために必要な措置を講じるとともに、当該工作物等を定期的に点検し、必要に応じ、補強、撤去等を行う。
- (15) 避難行動要支援者は、市町、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者及びボランティア等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

2 地震発生時の実施事項

- (1) まず我が身の安全を図る。
- (2) 出火防止及び初期消火に努める。
- (3) 適時、適切な早めの避難を実施する。
- (4) 自力による生活手段の確保を行う。
- (5) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (6) 秩序を守り、衛生に注意する。
- (7) 自動車、電話の利用を自粛する。
- (8) 避難所では、相互に協力して自主的に共同生活を営み、避難所が円滑に運営するよう努める。

第2 町の活動

1 防災意識の啓発

町は、住民への災害及び防災に関する知識の普及に努める。

2 防災情報の提供

町は、災害発生現象、災害危険箇所、避難場所、避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民に提供する。

第3節 自主防災組織育成計画

住民一人ひとりが、地震や防災に関する正しい知識を持ち、これを家庭、地域、職域等で実践することが、地震による被害を軽減するために重要であり、住民が相互に協力し、地域や職場において自発的に防災組織をつくることができるよう自主防災組織の育成強化を図る。

第1 自主防災組織の育成強化

住民の自主的な防災活動は、組織的に行動することがより効果的であり、行政区等を中心とした自主防災組織の結成及び活動が極めて重要である。

このため、女性の参加を促しながら、自主防災組織の結成を積極的に促進し、その育成強化を図る。

また、各種の助成事業等を活用して、活動の拠点となる施設の整備及び資機材の充実を図る。

1 自主防災に関する意識の啓発

住民の自主防災に関する認識を深めるために、講座や研修会等を開催する。

また、伊予消防等事務組合砥部消防署及び砥部消防署広田出張所は、消防の分野に関する知識・技能研修の実施や企業等が行う研修に対する講師の派遣等の協力を行う。

2 組織づくり

(1) 既存の行政区等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを行う。

ア 区長等を対象にリーダー養成のための研修会等を開催し、組織の核となる人材を育成する。

イ 行政区等の自治組織に、活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。

ウ 防災活動を行っている組織の活動の充実・強化を図ることにより、自主防災組織として育成する。

エ 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用することにより、自主防災組織として育成する。

オ 自主防災組織が、災害時に最も効果的に活動するためには、誰が何を受け持つかをしっかり決めて、お互いの役割や関係を体系づけておく。

(2) 自主防災組織の編成については、それぞれの規約で定める。

3 組織活動の促進

町は、消防団等と有機的な連携を図りながら適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実化を促進する。

また、自主防災組織が行う防災活動が効果的に実施されるよう、防災リーダー（自主防災

組織が行う防災活動において指導者的役割を担う者）の育成に努める。

4 自主防災組織の活動拠点、資機材の整備

町は、地域住民による自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、活動拠点となる施設や防災用資機材等の整備を順次図る。

- (1) 活動拠点となる詰所等の整備
- (2) 防災用資機材等の保管施設の整備
- (3) 防災用資機材の整備

第2 自主防災組織の果たすべき役割

自主防災組織は、町と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、地震災害の発生に備えて、平常時において次の活動を行う。

1 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備えと災害時の的確な行動が大切であるため、防災講座、講習会、勉強会、ビデオ上映会その他集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

また、要配慮者や女性を含めた住民参加による定期的な防災訓練の実施等により、防災意識の普及に努める。

主な啓発事項は、南海トラフ地震等の知識、地震情報の性格や内容、平常時における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。

2 自主防災マップの作成

自主防災組織は、町が作成する総合防災マップ等をもとに身近に内在する危険や、避難所等災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成し、掲示、あるいは各戸に配布することにより、住民一人ひとりの防災意識の高揚と災害時の避難行動の的確化を図る。

3 自主防災組織の防災計画書の作成

地域を守るために必要な対策や自主防災組織構成員ごとの役割等を定めた防災計画書の作成に努める。

4 自主防災組織の台帳の作成

自主防災組織は、的確な防災活動に必要な組織の人員構成や活動体制、資機材等装備の現況、災害発生時の避難行動等を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳の作成に努める。

なお、作成にあたっては、個人情報の取扱いに十分留意する。

- (1) 自主防災組織台帳（資機材等整備を含む）
- (2) 世帯台帳
- (3) 避難行動要支援者台帳
- (4) 人材台帳

5 「防災点検の日」の設置

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材及び備蓄物資の整備・点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。

6 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、次に掲げる災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、防災士や他市町等と有機的な連携を図る。

- (1) 情報の収集及び伝達の訓練
- (2) 出火防止及び初期消火の訓練
- (3) 避難訓練
- (4) 救出及び救護の訓練
- (5) 炊き出し訓練

7 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

8 情報の収集・伝達体制の整備

自主防災組織は、災害発生時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関から提供される情報を住民に迅速に伝達し、不安の解消や的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

- (1) 防災関係機関との連絡先
- (2) 防災関係機関との連絡手段
- (3) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

9 避難行動要支援者の援護体制の整備

自主防災組織は、町及び関係機関等と連携しながら、避難行動要支援者の避難等の援護を円滑に行うため、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するよう努める。

第3 自主防災組織と消防団等との連携

消防団は、地域住民により構成される消防機関であることから、自主防災組織の訓練に参加し、資機材の取り扱いの指導を行う。また、消防団、警察、自衛隊のOBや防災士等に自主防災組織への積極的な支援を求めるなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図る。

第4 事業所等の自主防災活動

事業所等においては、自衛の消防組織等を編成するとともに、町や地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全の確保に積極的に努める。

事業所等における自主防災活動は、概ね次の事項について、それぞれの事業所等の実情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 飲料水、食料、生活必需品等災害時に必要な物資の確保
- (8) 施設及び設備の耐震性の確保

第4節 事業者の防災対策計画

災害による被害を軽減するためには、企業などの事業者が、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保をはじめ、災害時において事業を継続することができる体制を整備するとともに、地域の防災活動に協力することが重要である。このため、町は、事業者が行う防災対策への支援に努める。

第1 事業者の果たすべき役割

事業者は、災害から身を守る「自助」とともにお互いを助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び災害発生時において、概ね次のような防災措置を行う。

1 平常時の実施事項

- (1) 災害時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び災害時に重要事業を継続するための計画（以下「事業継続計画」という。）の作成に努める。
- (2) 防災訓練及び研修等の実施に努める。
- (3) 事業継続計画に基づき、災害時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努める。
- (4) 所有、占有又は管理する建築物及び工作物の耐震性又は耐火性を確保するよう努める。
- (5) 災害時に交通網が途絶した際などに、来所者、従業員等が一定期間事業所等内に留まることができるようにするため、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努める。
- (6) 所有、占有又は管理する施設の避難場所としての提供に努める。
- (7) 地域の防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努める。
- (8) 予想災害に対する復旧計画の策定に努める。
- (9) 事業継続計画や復旧計画等の点検、見直しに努める。

2 災害発生時の実施事項

- (1) 来所者、従業員等の安全の確保に努める。
- (2) 地域住民及び自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行い、地域住民の安全を確保するよう努める。
- (3) 帰宅困難者に対し、連絡手段及び一次避難場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努める。
- (4) 要配慮者に配慮した情報提供、避難誘導に努める。

第2 町の活動

1 防災意識の啓発

町は、事業者への災害及び防災に関する知識の普及に努める。また、事業継続計画策定支

援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、環境整備に取り組む。

2 防災情報の提供

町は、災害発生現象、災害危険箇所、避難場所、避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、事業者に提供する。

第5節 ボランティア育成計画

第2編風水害等対策編第1章第6節「ボランティア育成計画」に定めるところによる。

第6節 地震防災訓練計画

第2編風水害等対策編第1章第7節「防災訓練計画」に定めるところによる。

第7節 業務継続計画

町及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画の策定に努める。

第1 業務継続計画の概要

業務継続計画とは、災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、バックアップシステムやオフィスの確保などを規定したものである。

第2 町の業務継続計画

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめる業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努めるものとする。

第8節 地震災害予防計画

大規模地震による火災の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者の救出のための対策、生活確保のための措置等平常時の予防対策を定める。

第1 火災予防

住民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために、予防査察及び火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、次の指導を徹底する。

1 一般家庭に対する指導

- (1) ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、揺れが収まったら直ちに火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。
- (2) 対震自動しゃ断装置付きガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。
- (3) 家庭用消火器、消防用設備等の設置並びにこれら器具の取扱い方法について指導する。
- (4) 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。
- (5) 防火ポスター・パンフレット等の印刷物の配布、その他火災予防期間中の広報車による呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。

2 職場に対する指導

- (1) 消防用設備等の維持点検と取り扱い方法の徹底を図る。
- (2) 終業時における火気点検の徹底を図る。
- (3) 避難、誘導體制の総合的な整備を図る。
- (4) 災害発生時における応急措置要領を作成する。
- (5) 自主防災組織の育成指導を行う。
- (6) 大規模商業施設、病院等の不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。
- (7) 化学薬品を保有する学校・研究機関等においては、混合発火が生じないよう適正に管理し、また、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。
- (8) 危険物施設、高圧ガス（プロパンガスを含む。）施設、電気施設については、自主点検の徹底を指導するとともに、立入り検査等を通じて安全対策の促進を図る。

3 初期消火

大規模地震発生時には、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから、火災発生時には、家庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効であることから、家庭の初期消火能力を高め、地域や職場における自主防災体制を充実させるなど、消防本

部と消防団等が一体となった地震火災防止対策を推進するため、町は、次のとおり活動体制を確立する。

(1) 家庭、地域における初期消火体制の整備

- ア 地域単位で自主防災組織の育成を図り、平素から地震時における初期消火等について具体的な活動要領を定めておく。
- イ 家庭防火思想の普及徹底を図るため、組織づくりの推進及び育成を図る。
- ウ 幼年期における防火教育を推進するため、幼稚園児、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。

(2) 職場における初期消火体制の整備

- ア 震災時には事業所独自で行動できるよう事業所における自衛消防組織等の育成強化を図る。
- イ 職場の従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策を作成する。

(3) 地域ぐるみの防災訓練等の実施

- ア 住民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。
- イ 計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

第2 消防力の充実強化

同時多発火災、交通障害、消防水利の損壊等困難な特徴をもつ大規模地震災害が発生した場合に、現有消防力を迅速かつ効果的に活用し、被害を最小限に軽減するために消防力の充実強化に努める。

1 消防活動体制の充実強化

同時多発火災、交通障害、消防水利の損壊等困難な特徴をもつ大規模地震災害に対処するため、町の都市構造及び予想される被害の態様、規模等を考慮した消防力の整備増強を行う。

2 消防資機材等の整備

- (1) 伊予消防等消防本部は、今後震災対策として有効な車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- (2) 消防団は、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車を中心に整備する。
- (3) 建築物の密集地域では、移動が容易な可搬式動力ポンプを重点的に整備する。

消防団車両・資機材一覧表 資料3-4

伊予消防等事務組合砥部消防署・砥部消防署広田出張所車両等一覧表 資料3-1

3 消防団の育成

- (1) 消防団は、震災時には消防機関の活動を補充し、地域の実情に応じた活動が期待されていることから、消防団員の確保に努めるとともに、活性化対策を積極的に推進する。
- (2) 災害活動能力をさらに向上させるため、実践的な教育訓練を実施する。
- (3) 消防団を活用した住民への防災指導により一層努める。

4 消防水利の整備

地震時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、消防水利の耐震化及び自然水利等の確保を図る。

- (1) 防火水槽の耐震化及び自然水利等の確保

耐震構造の防火水槽の整備を推進するとともに、河川やプール等の自然水利等の確保をより一層推進していく。

- (2) 耐震性貯水槽の整備促進

火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備を推進する。

消防水利の現況 資料3－3

第3 被災建築物等に対する安全対策

- (1) 県及び町は、地震災害時に被災建築物応急危険度判定を円滑に実施するため、(公社)愛媛県建築士会と連絡体制を整備するとともに、判定時に必要な機材を備蓄する。また、町からの判定の支援要請があった場合は、「愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定」に基づき、(公社)愛媛県建築士会に判定士の派遣を要請する。なお、大規模な地震が発生し、県内の判定士のみでは対応できない場合は、国及び近県に対して判定士の派遣を要請する。
- (2) 県及び町は、地震発生時に被災宅地危険度判定を円滑に実施するため「愛媛県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、認定・登録している被災宅地危険度判定士との連絡体制を整備するとともに、判定時に必要な機材を備蓄する。

第9節 水害予防計画

大規模地震に伴う水害を予防するため、河川管理施設及びダム、ため池等の整備を計画的に進めるとともに、消防力（水防）の強化等に努め、地震後の二次災害対策を進める。

第1 河川管理施設の整備

地震後の二次災害防止対策として、河川の水防上重要な箇所状況を周知するとともに、危険箇所の解消を図るため、必要に応じて耐震性に配慮した河川の改修等の治水事業を積極的に推進し、河川管理施設の整備促進に努める。

第2 ダム等管理者のダム等の操作

ダムの管理者に対し、特に下流域における異常出水の防止に配慮するとともに、適正な操作を行うよう事前に協議する。

第3 ため池、農業用排水路工作物の点検

ため池、農業用排水路工作物の管理団体は、当該施設の点検と所要の予防対策を行なう。

第4 水防危険箇所の把握及び監視

1 水防危険箇所の把握

梅雨期の豪雨や台風等による水害を防止し、被害の軽減を図るため、水防危険箇所等の実態を調査・把握し、災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行う。

また、水害防止策の強化等ソフト対策に努める。

水防区域一覧表 資料3－8

2 水防危険箇所の監視

危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐために、消防機関、その他自主防災組織や一般住民等の協力によって、災害発生が予想される危険区域（箇所）を巡視し、警戒する。

危険区域の責任担当者、配備要員、町当局への連絡方法については以下のように定める。

（1）責任担当者

危険区域内の区長又は区の防災を担当する者、及び当区域を受け持つ消防団分団長又は分団長が指名した者、及び町長が指名する町職員とする。

（2）要員配備

降雨や地盤等の状況に応じ、責任担当者の指示により消防団員、町職員を配備する。

（3）町への連絡方法

住民、消防団員、町職員等が危険な状況を発見又は危険な状況を予測した場合には、住民は区長又は区の防災担当者に、消防団員は団長に、町職員は総務課長に電話等最も迅速かつ正確に伝えられる方法で連絡する。連絡を受けた者は、区、消防団にあっては町総務課長に、総務課長は町長に報告する。

ただし、急を要する連絡については、発見した者が直接町の総務課長又は町長に連絡する。

第5 消防力（水防）の強化

地震後の二次災害（水害）に対処し、出水時の被害を軽減するため、雨量や河川水位等の水防情報に関する通信基盤を整備・拡充するとともに、次により消防力（水防）の強化に努める。

- （１）水防の重要性、水防活動への住民参加等水防意識の啓発を図るとともに、水防演習等により水防工法の習得に努める。
- （２）水防活動に必要な人員の確保が困難なことが予想されることから、関係機関は、関係団体等と調整協議し、人員の確保に努める。
- （３）水防活動に必要な資機材の確保について、水防倉庫の充実、水防資機材の備蓄強化に努める。

水防資機材保有状況一覧表 資料３－９

第6 伝達体制の整備

- （１）迅速・確実な伝達を期するため、多様な伝達手段の確保に努める。
- （２）各防災関係機関と連携を図り、災害配備体制に基づく休日、夜間の配備を強化し、迅速な情報の受伝達を可能とする組織体制の確立に努める。
- （３）情報伝達の迅速かつ確実な遂行を図るため、関係機関と合同で情報伝達等の訓練を実施する。
- （４）避難に時間を要すると考えられる避難行動要支援者を事前に把握し、避難支援プランを策定するなど、迅速な情報の受伝達を可能とする体制の確立に努める。

第10節 地盤災害予防計画

第2編風水害等対策編第1章第11節「地盤災害予防計画」に定めるところによる。

第11節 孤立地区対策計画

第2編風水害等対策編第1章第12節「孤立地区対策計画」に定めるところによる。

第12節 避難計画

第2編風水害等対策編第1章第13節「避難計画」に定めるところによる。

第13節 緊急物資確保計画

第2編風水害等対策編第1章第14節「緊急物資確保計画」に定めるところによる。

第14節 医療救護体制確保計画

第2編風水害等対策編第1章第15節「医療救護体制確保計画」に定めるところによる。

第15節 防疫・保健、し尿、ごみ、がれき等処理計画

第2編風水害等対策編第1章第16節「防疫・保健、し尿、ごみ、がれき等処理計画」に定めるところによる。

第16節 要配慮者支援計画

第2編風水害等対策編第1章第17節「要配慮者支援計画」に定めるところによる。

第17節 広域応援体制整備計画

第2編風水害等対策編第1章第18節「広域応援体制整備計画」に定めるところによる。

第18節 情報通信システム整備計画

第2編風水害等対策編第1章第19節「情報通信システム整備計画」に定めるところによる。

第19節 ライフライン災害予防計画

大規模地震発生時には、水道、電気、ガス等のライフラインの寸断による被害の発生が予想されるため、ライフライン事業者は、被害の防止及び軽減を図るため、施設等の耐震性の向上に努める。

また、ライフライン事業者は、あらかじめ被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について計画を作成するとともに、応急復旧に関する事業者間の広域応援体制の整備に努める。

特に、人命に関わる重要施設への供給ラインについては、重点的に耐震化を進める。

第1 水道施設

地震災害によって被災する箇所が生じても、それによってシステム全体の機能が麻痺することのないよう耐震性等に配慮した水道施設の整備を図るとともに、被災した場合であっても、早急な復旧を行うことを基本に次の対策を講じる。

- (1) 災害発生時にも最低限必要な給水を確保できる施設整備に努める。
- (2) 監視・制御システムについては、災害時にも十分に機能を発揮できるように整備する。
- (3) 水道施設の広域化を推進し、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進を図る。
- (4) 耐震性確保の観点から水道施設の総点検を実施し、施設の老朽度、地形・地質の状況を勘案し、優先度を見極め、計画的に耐震化を推進する。
- (5) 他の市町と災害援助協定を締結するなど、相互協力体制の確立に努める。
- (6) 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

第2 下水道施設

下水道施設の機能停止は一時的なものであっても生活者に多大の影響を与えることから、特に重要な管渠、終末処理場について、耐震性等を考慮して整備を促進する。

1 代替性の確保

下水道施設が損傷を受け下水処理が不能となる場合を想定し、その早急な復旧や代替性の確保が可能となるよう処理系統を多様化するとともに、計画的な下水道施設の整備に努める。

2 耐震点検の実施

幹線管渠、終末処理施設について、定期的に点検を実施し、耐震対策の必要な箇所の把握に努める。

3 施設の補強・整備

(1) 管渠

軟弱地盤、液状化の恐れのある地盤においては、機能を確保させるために、可とう性管、可とう性継ぎ手、液状化しない埋め戻し材（砕石等）を採用して、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

特に老朽化している施設については、改築も含めて耐震対策指針に基づく施設の整備に努める。

(2) 終末処理場、ポンプ場

終末処理場、ポンプ場の躯体との継ぎ手部分の配管については、可とう性と伸縮性を有するものを採用し、特に老朽化している施設については、改築も含めて耐震対策指針に基づく施設の整備に努める。

第3 電力施設

電気事業者は、地震災害予防のため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、電力設備等についても、十分な耐震性の確保に努めるほか、系統の多重化や拠点の分散等代替性の確保を進めるなど災害予防措置を講じる。

また、防災業務計画を策定して、電力施設の防護及び迅速な復旧体制を確立する。

1 電力施設の災害予防措置

各設備とも、施設の新設・改良の際には、「建築基準法」及び「電気設備の技術基準」等により各種災害対策を考慮するとともに、過去に発生した災害及びこれに伴う被害の実情等を加味するなど、設計・施工に留意する。

2 災害復旧用設備

電力施設の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じて移動用発電設備等を整備する。

3 電気事故の防止

(1) 巡視・点検・調査等

電気設備を法令に定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るため、電気工作物の巡視点検並びに調査を行い、保安の確保を図る。

(2) 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故や電気災害を未然に防止するため、必要な広報活動を行う。

4 要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれのある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象・地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

5 復旧資機材の確保

(1) 災害に備え、平常時から復旧用資機材、工具、消耗品の確保に努める。

(2) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

第4 ガス施設

ガス事業者は、地震災害予防のため、ガス施設について耐震性に配慮した整備を行うとともに、定期点検や防災訓練の実施、応急資機材の整備等災害防止対策を推進する。

- (1) 災害予防のため、ガス施設について災害に配慮した整備を行うとともに、平素から定期点検や防災訓練の実施、応急資機材の整備、防災訓練の実施等災害予防対策を推進する。
- (2) ガス事故防止のため、ガス漏れ警報器、各種安全装置付き機器の普及を図る。
- (3) 利用者に対しては、災害発生時にはガス栓を閉めることとガス器具の使用禁止について周知を図る。

第5 電信電話施設

西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びKDDI株式会社は、電信電話施設について建物、設備等に耐震・耐火措置を講じるとともに、災害対策用機器についても配備を充実するなど災害予防対策を推進する。

- (1) 災害時においても可能な限り電気通信を維持し、重要通信を疎通させるよう平素から設備自体を強固にし、信頼性の高い通信設備を構築するとともに、防災対策の推進と防災体制の確立を図る。
- (2) 応急対策活動が効果的に講じられるよう、国、県及び町並びにその他社外防災関係機関と密接な連携を保ち、相互協力に努める。
- (3) 通信の全面途絶地域、避難所等との通信を確保するために、衛星通信無線車、災害対策用無線機、移動無線機等を配備する。

第20節 公共土木施設等耐震対策計画

道路、河川等の各種公共土木施設等の施設の目的に応じた整備促進に努めるとともに、建設業者に応援を要請しておくなど、応急復旧対策用人員及び資機材の確保と運用に係る体制の整備を図る。また、余震や豪雨等に伴う二次災害を防止するための体制を整備するとともに、資機材の備蓄を可能な限り行う。

第1 道路施設

地震発生後、早急に被災状況を確認し、県等へ報告するほか、避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧等応急対策活動を実施するうえで重要不可欠であるため、平常時から安全性の確保を図る。

(1) 防災点検等の実施

防災点検を定期的の実施し、防災対策等の必要な箇所の把握に努めるとともに、通常のパトロール等においても目視等により点検を実施する。

(2) 道路施設の防災対策及び改良整備

防災点検等で対応が必要とされた箇所（区間）及び未改良区間について、緊急性の高い箇所（区間）及び路線から順次、防災対策や改良整備を実施する。

(3) 道路通行規制等の実施

地震発生により道路の通行が危険であるとあらかじめ認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、必要に応じて通行規制等の措置を行う。

(4) 道路施設の長寿命化対策

道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

第2 河川管理施設

(1) 河川管理施設の整備

河川管理者は、耐震性に配慮した河川改修等治水事業を実施し、河川管理施設の整備促進に努める。

(2) 防災点検の実施

河川管理者は、耐震点検を定期的の実施し、耐震対策の必要な箇所の把握に努める。また、通常パトロールにおいても目視等による点検を実施する。

(3) 施設の補強・整備

河川管理者は、耐震点検で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

第3 砂防施設

(1) 砂防等施設の整備

県又は町は、土砂災害危険箇所の解消を図るため、緊急度の高い箇所から順次、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設（以下「砂防等施設」という。）の整備促進に努める。また、砂防等施設の管理者は、地震発生後には、各施設に異常がないか点検パトロールを行うなど、余震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備する。

(2) 耐震点検の実施

砂防等施設の管理者は、施設の耐震点検を定期的の実施し、震災対策の必要な箇所の把握に努める。

(3) 施設の補強・整備

砂防施設の管理者は、耐震点検で対策が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

第4 治山施設

(1) 治山等施設の確保

林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設（以下「治山等施設」という。）の管理者は、山地災害危険地区の解消を図るため、施設の耐震機能の向上や整備促進に努めるほか、地震発生時には、各施設に異常がないか点検パトロールを行うなど、余震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備する。

(2) 耐震点検の実施

治山等施設の管理者は、施設の耐震点検を定期的の実施し、震災対策の必要な箇所の把握に努める。

(3) 施設の補強・整備

治山等施設の管理者は、耐震点検で対策が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

第5 農地・農林業施設

施設は、古くから築造されたものもあり、順次整備を図っているものの、耐震性に乏しい老朽化した施設も存在する。

このため、管理、点検の一層の強化を図る中で、危険度の高いものから順次、設計基準に基づき、必要に応じて耐震構造とした設計で、整備促進を図るものとする。

(1) 農地

地震発生後の集中豪雨等による二次災害の発生を未然に防止するため、危険箇所の把握に努めるとともに、ほ場整備事業、かんがい排水事業、農村振興総合整備事業、中山間地域総合整備事業等により基盤整備を行う。

(2) 農林業施設

地震発生後の集中豪雨等による二次災害の発生を未然に防止するため、防災パトロール等により危険箇所の把握に努めるとともに、ほ場整備事業、かんがい排水事業、農村振興総合整備事業、中山間地域総合整備事業等により基盤整備を行う。

また、農地保全事業、ため池等整備事業等の防災事業を行う。

農林道については、危険箇所の改良等の事業を実施する。

(3) 老朽ため池

農業用施設及び公共施設の災害を未然に防止し、国土保全に資するため、老朽化が著しく、緊急に整備を要する老朽ため池については、ため池等整備事業、中山間地域総合整備事業、県単独土地改良事業等により整備を行う。

第6 防災上重要な施設

庁舎、病院、学校、社会福祉施設等のうち、特に災害時に情報伝達、避難誘導及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努めるとともに、自家発電設備等の整備により、停電時でも利用可能なものとするよう努める。

また、防災拠点となる公共施設の耐震化については、計画的かつ効率的な実施に努める。

(1) 医療救護施設の整備

在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。

(2) 社会福祉施設等の整備

社会福祉施設等の入所者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。

(3) 学校等施設の整備

児童、生徒の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図る。

(4) 不特定多数が利用する公的建物の整備

教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。

(5) 庁舎、消防施設、警察施設等の整備

庁舎、消防施設、警察施設、緊急物資集積場所となることが予想される施設等災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。

(6) 地域防災拠点施設

地域の防災活動を円滑に実施するため、また、平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。

地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。

第7 公園施設

公園は、火災時の延焼遮断空間、避難所、救急活動拠点として有効に利用されるため、他の公共施設とも連携を図り、整備を促進する。

また、町が避難場所として指定する基幹的な公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設等の整備に努める。

第8 文化財施設

建築物及びその他の文化財並びに文化財が収蔵されている建築物（以下「文化財等」という。）の地震時の安全性を確保するため、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、必要な次の対策を講じるものとし、町教育委員会は、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

- （1）文化財等の補強工事の実施
- （2）日常の維持管理による部分的・応急的な補修の実施
- （3）安全な公開方法と避難方法・避難所の設定
- （4）地震発生時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立
- （5）安全性の確保された他の施設等への文化財の搬出と復旧のための支援体制の整備
- （6）地震発生後の火災発生に対する防火施設の設置と防災訓練の実施

第9 通信放送施設

地震発生時の情報伝達に重要な役割を担う通信放送施設については、運用に支障をきたさぬよう非常用電源設備の整備や耐震性のある堅固な場所への施設整備に努める。

また、平常時において保守点検業者との連携を密にして、障害復旧の時間短縮に努めるなど保守管理体制の確立を図る。

第21節 建築物等の耐震計画

地震による建造物被害は、倒壊や損傷により使用不能に陥るなど建築物本体の被害とともに、家具の転倒、非構造材の破損落下による被害、ブロック塀等の倒壊被害など広範囲に影響を及ぼす。

建築物の被災は、人的被害の発生をもたらすばかりでなく、地震火災の発生源となることから、その耐震性の確保は重要である。

特に、災害時に拠点施設や避難施設となる重要な建築物については、緊急対応、消火、救助、救護や避難活動を実施するうえで重要度が高いため、バックアップ対策を含めた高い耐震性を有することが求められる。

第1 公共建築物等

1 防災上重要な建築物の指定

- (1) 震災時に避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる消防署
- (2) 震災時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる病院、学校等

2 防災上重要な耐震性強化

指定された防災上重要な建築物は、耐震建築とする。

そこで、耐震性の確保、強化を図るため、国土交通省、県、その他研究機関による新技術水準の策定、改定等を調査研究するとともに、現行基準等も再検討して、次の項目の推進に努める。

- (1) 新設建築物の設計地震力の検討
- (2) 新設建築物の新耐震設計基準の採用
- (3) 既設建築物の耐震性の調査
- (4) 既設建築物の耐震補強の検討

3 町有建築物の耐震性の確保

既設の町有建築物については、前項の重要建築物に応じて、重要度に応じ順次耐震性の調査、補強計画を推進し、耐震性の確保、強化に努める。

第2 一般建築物の耐震性の確保

一般建築物の内、昭和56年5月31日以前に建築されたものは、新耐震基準に適合していない可能性が高く、その中でも、木造住宅及び「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に定める、多数の者が利用する大規模の特定建築物の耐震化を促進する必要がある。

このため、木造住宅の耐震診断事業を実施することにより、耐震化を促進するとともに、一般建築物の耐震化について広く住民の認識を深めるため、耐震診断・耐震改修の

必要性を周知する。

第3 既存コンクリートブロック塀等の対策

通学路や避難路及び人通りが多い道路等に沿って設置されているブロック塀については、倒壊等の危険性の実態を把握するとともに危険性の高いものについては、改修を促進させる等安全性の確保を図るよう指導する。

第4 窓ガラス等外装材落下防止対策

建築物の中には、地震、台風の際に窓ガラス、屋外看板、外装材が破損落下し、通行人に重大な被害をもたらす危険が高いものが多く、特に避難所周辺においては緊急にその対策を講じることが社会的に要請されている。

そのため、市街地の避難路沿い等落下物による被害の発生の可能性の高い地域内における建築物の窓ガラス、屋外看板、外装材等について改修等が必要なものは、建物所有者に対して安全性を確保するよう指導する。

第22節 危険物施設保安計画

地震動や液状化により施設が損傷すると、火薬類、高圧ガス、石油類等の危険物による災害は一挙に拡大し、ときには爆発を伴い、人命損傷に発展するケースが多く、消火困難に陥りやすい。そこで、危険物災害防止のための対策を講じ、防災機能の強化を推進する。

また、毒物・劇物の事故による災害は、保健衛生上の危害が極めて大きい。そこで、関係機関の協力を得て毒物劇物災害防止のための対策を講じ、防災機能の強化を推進する。

第1 危険物施設

大規模な地震が発生した場合は、耐震設計で考慮された以外の要因や、地盤の液状化による要因で、危険物施設が損傷を受けることがあるため、伊予消防等消防本部及び県は、これらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制や事業所に対する指導の強化及び普及・啓発を次のとおり行う。

危険物施設一覧表 資料13－1

1 安全指導

町及び伊予消防等消防本部は、危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の健全な育成を図るとともに、安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

2 防災車両、資機材の整備

伊予消防等消防本部は、複雑多様化する危険物への備えとして化学消防自動車等の整備を図り、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても防災車両や資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

3 予防査察等

町及び伊予消防等消防本部は、火薬類、高圧ガス、石油類等の製造所、販売所、貯蔵所等の施設並びに消費場所に対し、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの安全の確保及び取引の適正化に関する法律及び消防法等の規定に基づく保安検査、立入検査を実施し、基準適合状況を確認するとともに、併せて危害予防の指導を行い、自主保安体制の確立を図る。

- (1) 町及び伊予消防等消防本部は、危険物の製造所、販売所、貯蔵所等及び消費場所の作業主任者、保安係員、保安監督者及び取扱者に対し、保安講習等による教育を実施する。
- (2) 町及び伊予消防等消防本部は、関係事業者に対し、必要に応じて保安教育計画を作成させ、これに基づく従事者への教育を徹底させるなどを指導する。

第2 高圧ガス施設

県は、高圧ガス事業所の保安統括者、保安技術者、保安係員等の技術の向上を図るための講習会等を実施するほか、高圧ガス事業所及び一般家庭に対し、設備の設置促進等を図る。

1 安全化指導

(1) 高圧ガス事業所

ア 高圧ガス貯槽に設けられた緊急遮断弁への感震装置の設置促進。

イ 容器（ボンベ）によって高圧ガスを貯蔵している場合にあっては、チェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底。

(2) 一般消費家庭

ア 容器（ボンベ）のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底。

イ 感震自動ガス遮断装置・ガス放出防止装置等の設置促進。特に、感震自動ガス遮断機能を有するS型ガスメータの積極的な導入。

第3 毒物・劇物施設

県は毒物及び劇物による事故又は危害を未然に防止するため、次により事故防止対策の徹底を図り、町はこれに協力する。

1 立入検査の実施

県は、毒物・劇物の販売施設等が、毒物及び劇物取締法に規定されている構造整備の基準に適合するよう、立入検査の際に構造設備に係る指導を行なう。

2 応急対策教育の徹底

県は毒物の販売業者等がそれぞれ自主的に作成している「危害防止規定」を遵守するよう指導する。

第3編 震災対策編

第2章 地震災害応急対策

地震災害発生時における住民等の生命、財産への被害、都市基盤施設や生活関連施設への被害及び農地・地形等への被害の軽減並びに拡大防止、避難及び救助・救出など、迅速・的確な災害応急対策活動の実施に関する計画を示す。

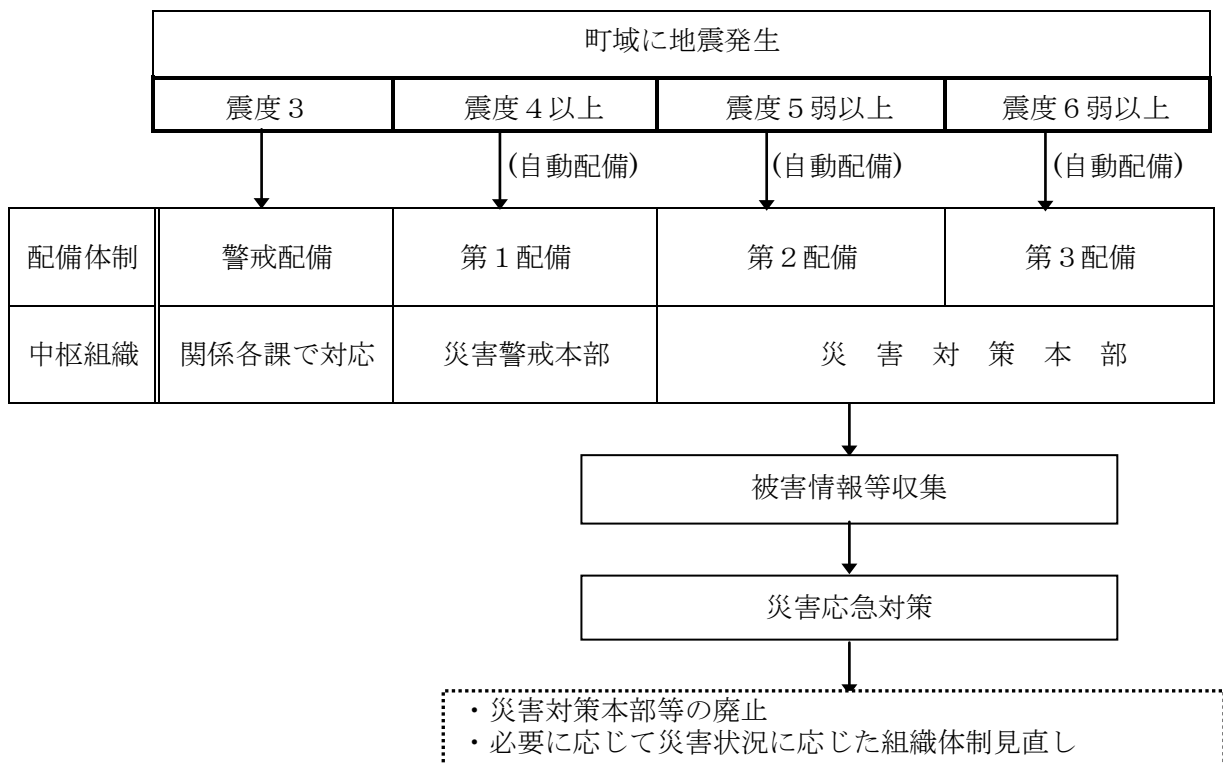
第1節 防災関係機関の活動

第2編風水害等対策編第2章第1節「防災関係機関の活動」に定めるところによる。

第2節 活動体制

町長は、地震による災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合、砥部町災害対策本部条例(平成17年砥部町条例第17号)の定めるところにより、迅速かつ的確に災害応急対策活動を行うため、災害発生規模に応じた活動組織の設置、職員の動員配備を行う。

第1 活動体制の流れ



第2 町災害対策本部設置前の警戒体制

1 警戒配備

(1) 配備時期

町内で震度3の地震を観測したとき。

(2) 配備内容

情報通信活動、防災資材、機材の準備等を実施する体制

(3) 配備要員

ア 総務課職員と必要に応じて建設課職員、広田支所職員

イ 勤務時間外の場合

上のアの職員のほか、上のアの職員が登庁して体制が整うまでの間は、宿日直の職員等

第3 災害警戒本部の設置及び廃止

1 設置基準

町長は、災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当するときは、災害警戒本部を設置する。

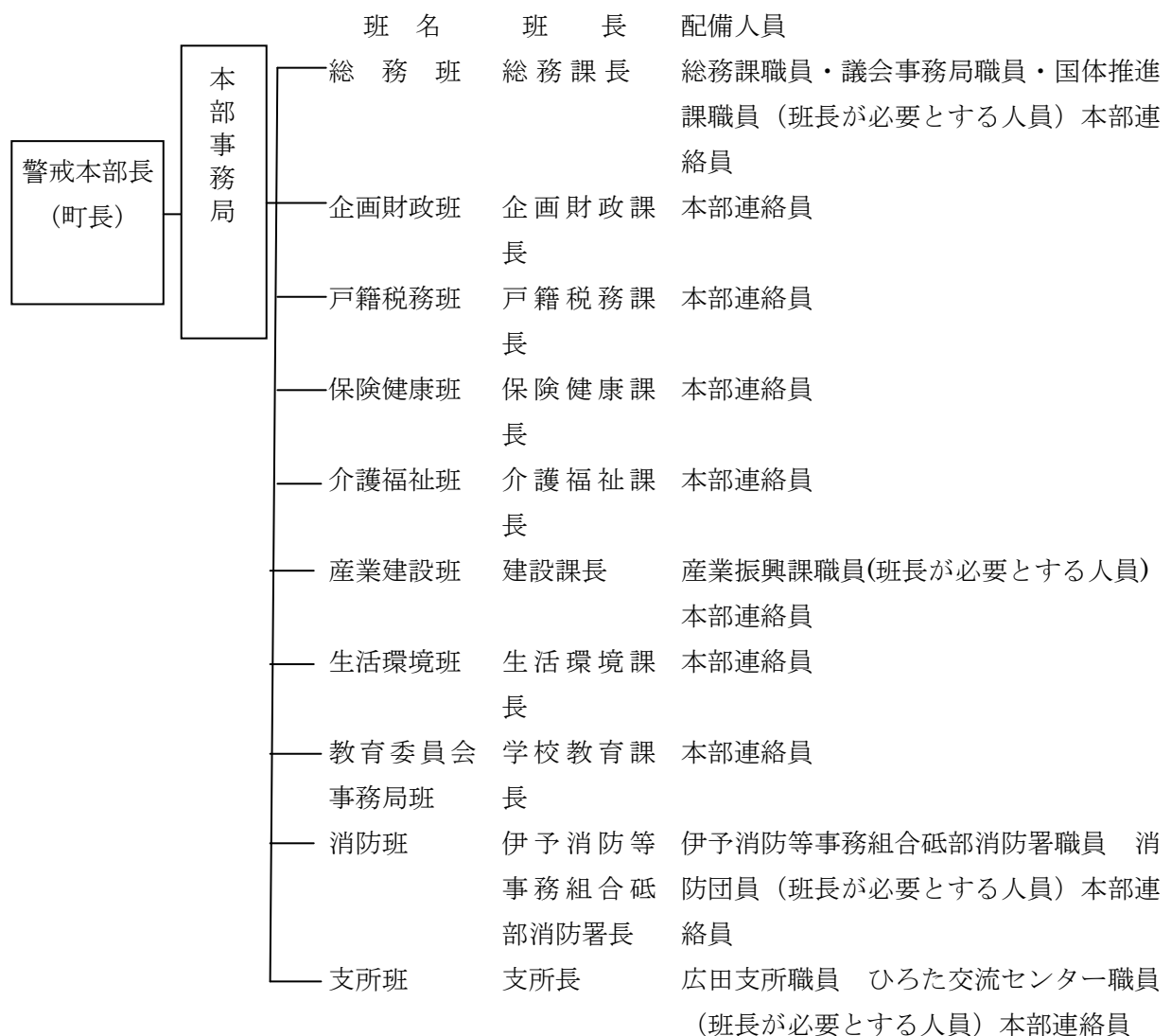
- (1) 町内で震度4以上の地震を観測したとき。
- (2) 震度にかかわらず、町内に地震による被害が発生し、又は発生する恐れがあり、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整を図るため、町長が必要と認めたとき。

2 配備体制

町災害警戒本部を設置した場合の職員の配備は、【地震災害時非常配備に関する基準】により本部長が決定する。

3 組織及び編成

災害警戒本部の組織及び編成は、次のとおりとする。



- (1) 警戒本部は本部長、班長及び班員で構成する。
- (2) 本部長には町長を、班長及び班員には上表に掲げるものを充てる。
- (3) 所掌事務
 - ア 災害情報の収集及び伝達に関すること
 - イ 災害応急対策の実施に関すること
 - ウ 防災用資機材の準備に関すること
- (4) 設置場所
 - 本部は、庁舎2階総務課に置く

3 災害警戒本部の廃止基準

- (1) 災害対策本部が設置されたとき
- (2) 当該災害に対する応急対策等の措置が終了したとき
- (3) 災害の発生する恐れがなくなったとき

第4 災害対策本部の設置

1 設置基準

町長は、次のいずれかに該当するときは、災害対策の推進を図るため災害対策本部の設置を決定する。

- (1) 町内に震度5弱以上の地震を観測したとき。
- (2) 震度にかかわらず、町内に地震による被害が発生し、又は発生する恐れがあり、全庁的な対応を行うため本部長が必要と認めたとき。

2 配備体制

町災害対策本部を設置した場合の職員の配備は、次の非常配備基準により本部長が決定する。

【地震災害時非常配備に関する基準】

配備区分	配 備 時 期	配 備 内 容	動 員 人 員
第1配備	○町内で震度4以上の地震が発生し、災害に発展する恐れがある場合 ○その他本部長が必要と認めたとき。	○災害警戒本部を設置し、警戒配備体制を強化して応急対策活動が実施できる体制 ○事態の推移に伴い、速やかに第2配備に切り替えできる体制	○各班長と班員の概ね3分の1以内で、各班が必要とする人員
第2配備	○町内で震度5弱以上の地震が発生したとき。 ○その他本部長が必要と認めたとき。	○災害対策本部を設置し、第1配備を強化して応急対策活動が実施できる体制 ○事態の推移に伴い、	○班員の概ね3分の2以内で、各班が必要とする人員

		速やかに第3配備 に切り替えできる体制	
第3配備	○町内で震度6弱 以上の地震が発生 したとき。 ○その他本部長が 必要と認めたとき。	○災害対策本部を設置し、 町職員全員をもって あたるもので、状況 により直ちに救助・ 応急対策活動が実施 できる完全な体制	○班員全員

3 組織及び運営

災害対策本部の組織、運営については、砥部町災害対策本部運営要領(平成17年砥部町告示第49号)に定めるところによる。

砥部町災害対策本部運営要領 資料17-2

(1) 組織

災害対策本部の組織は、本部長、副本部長、本部員、災害対策本部会議、本部事務局及び各班からなる。

ア 本部長(町長)

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

イ 副本部長(副町長・教育長)

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故がある時は、その職務を代理する。

ウ 本部員(各班長等)

本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

エ 災害対策本部会議

(ア) 災害対策本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成し、災害対策に関する重要事項を協議決定する。

(イ) 災害対策本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

(ウ) 本部員は、災害対策に関し、災害対策本部会議に付議する必要があると認めるときは、災害対策本部会議の開催を要請することができる。

(2) 設置場所

本部は、庁舎2階総務課に置く。ただし、庁舎の被災状況に応じて、文化会館又は本部長の指定する場所に置く。

(3) 本部事務局及び各班

ア 本部事務局及び各班の組織及び事務分掌は、砥部町災害対策本部運営要領による。

イ 各班共通事務

(ア) 各班の所掌事項に関する被害状況又は災害応急対策実施状況のとりまとめに関すること。

(イ) 本部との連絡調整に関すること。

(ウ) 各班への応援に関すること。

(エ) 所掌事務の他、本部長の指示特名事項に関すること。

(4) 本部連絡員

ア 本部室には、原則として本部連絡員を置く。

イ 本部連絡員は、各班長がそれぞれの所管班員のうちから指名する者をもって充てる。

ウ 本部連絡員は、各班の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめ、本部に報告するとともに本部からの報告事項を各班長に伝達する。

(5) 現地本部の設置

ア 本部長は、災害の現地において緊急に統一的な活動を実施するため、特に必要があると認めるときは、現地本部を設置する。

イ 現地本部は、現地本部長及び現地本部員をもって組織する。

ウ 現地本部長及び現地本部員は、本部長の指名する者をもって充てる。

エ 現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を掌握し、所属班員を指揮監督する。

4 廃止基準

本部長が予測される災害の発生がなく、又は災害の応急対策措置が完了したと認めるとき。

5 本部設置・廃止の通知区分

災害対策本部を設置・廃止したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責 任 者
各 班	庁内放送、口頭、電話、メール	本部事務局長
一 般 住 民	各区放送、広報車、サイレン、報道機関	
関 係 地 区 区 長	電 話	
中 予 地 方 局	県防災通信システム、電話、FAX、メール ほか迅速な方法	
報 道 機 関	口頭、電話、文書（迅速な方法）	
国 土 交 通 省	電話、FAX、メール	
警 察 署	電話、FAX、メール	

なお、廃止した場合は、設置したときに準じて行う。

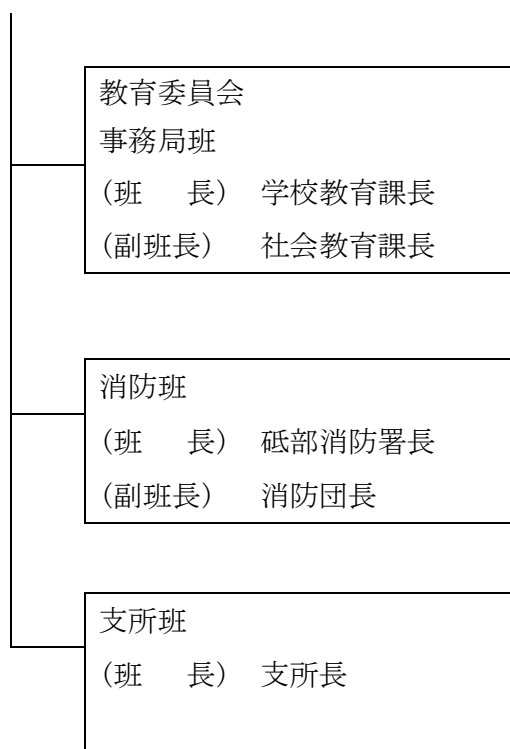
6 本部長の職務代理者の決定

本部長が風水害発生時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の代理者を次のように定める。

- 第1順位 副町長
- 第2順位 教育長
- 第3順位 総務課長

砥部町災害対策本部組織編成表

災害対策本部会議	本部長	町長			総務班 (班 長) 総務課長 (副班長) 議会事務局長 国体推進課長
	副本部長	副町長 教育長			
	本部員	各班長 その他本部長が必要と認める者			企画財政班 (班 長) 企画財政課長 (副班長) 会計課長
本部事務局 事務局長 総務課長 副事務局長 総務課長補佐					戸籍税務班 (班 長) 戸籍税務課長 (副班長) 戸籍税務課長補佐
					保険健康班 (班 長) 保険健康課長 (副班長) 保険健康課長補佐
協力機関					介護福祉班 (班 長) 介護福祉課長 (副班長) 介護福祉課長補佐
					産業建設班 (班 長) 建設課長 (副班長) 産業振興課長
					生活環境班 (班 長) 生活環境課長 (副班長) 生活環境課長補佐



砥部町災害対策本部の組織及び事務分掌

本 部 長 町長

副本部長 副町長、教育長

班	班長・副班長	班員	分掌事務
本部事務局	(事務局長) 総務課長 (副事務局長) 総務課長補佐	総務課職員	1 町災害対策本部の設置及び解散に関すること。 2 本部の庶務に関すること。 3 各班の総合調整に関すること。 4 県、他市町及び関係機関等との連絡調整並びに要請に関すること。 5 災害応急対策の立案に関すること。 6 被害状況等災害資料の作成公表に関すること。 7 気象情報及び被災情報の収集伝達に関すること。 8 職員の動員及び非常招集に関すること。 9 各班の人員配置に関すること。 10 本部長の指示、命令を各班長に伝達

			すること。 11 避難の指示等に関すること。 12 防災行政無線の運用に関すること。 13 応急公用負担に関すること。 14 町災害対策本部の代替機能の確保に関すること。
本部連絡員		各班長が指名	1 本部長の指示、命令を各班長に伝達すること。 2 各班の被害状況や応急対策の実施状況等を取りまとめ、本部に連絡すること。
総務班	(班 長) 総務課長 (副班長) 議会事務局長 国体推進課長	総務課職員 議会事務局職員 国体推進課職員	1 住民への災害情報の広報に関すること。 2 被災状況の写真撮影等記録に関すること。 3 災害報告に関すること。 4 り災証明書の発行に関すること。 5 職員の被災調査、安否の取りまとめに関すること。 6 職員の健康管理に関すること。 7 職員の給食体制の確立に関すること。 8 職員の公務災害保障に関すること。
企画財政班	(班 長) 企画財政課長 (副班長) 会計課長	企画財政課職員 会計課職員	1 被害に伴う予算の編成に関すること。 2 被災地、避難所付近の交通整理に関すること。 3 避難者の搬送に関すること。 4 災害予防、災害応急対策に必要な人員、資機材の輸送に関すること。 5 その他輸送に関すること。 6 災害時の会計事務に関すること。 7 義援金の出納及び保管に関するこ

			と。 8 義援金の配分に関する事。 9 ボランティア災害救援活動の総合調整に関する事。
戸籍税務班	(班 長) 戸籍税務課長 (副班長) 戸籍税務課長補佐	戸籍税務課職員	1 一般被害の調査、確認に関する事。 2 人的被害の被害調査及び取りまとめに関する事。 3 町税の減免、徴収猶予等に関する事。 4 避難所開設の協力に関する事。 5 その他災害予防の調査に関する事。
保険健康班	(班 長) 保険健康課長 (副班長) 保険健康課長補佐	保険健康課職員	1 避難所、救護所の開設及び運営管理に関する事。 2 避難住民の救護に関する事。 3 医療救護班の編成に関する事。 4 救護用医薬品の調達、配分に関する事。 5 応急救援物資等の配給に関する事。 6 食品の衛生監視に関する事。
介護福祉班	(班 長) 介護福祉課長 (副班長) 介護福祉課長補佐	介護福祉課職員	1 災害救助法の適用に関する事。 2 被災者並びに救助活動等に従事する者に対する炊き出しに関する事。 3 米、その他食料品の調達に関する事。 4 奉仕団体に対する奉仕協力要請に関する事。 5 災害見舞金の支給に関する事。 6 避難行動要支援者へ避難指示等の情報提供に関する事。 7 避難行動要支援者の安否確認に関する事。 8 避難所等における避難行動要支援者の把握に関する事。 9 その他避難行動要支援者への援護に関する事。

産業建設班	(班 長) 建設課長 (副班長) 産業振興課長	建設課職員 産業振興課職員	1 公共土木施設等の災害防止、被害調査、応急復旧に関する事。 2 公営住宅の災害防止、被害状況調査、応急復旧に関する事。 3 公園の保全及び応急復旧に関する事。 4 土木応急復旧資機材の確保に関する事。 5 道路及び交通の確保に関する事。 6 土木技術者の確保、従事者の確保に関する事。 7 応急仮設住宅の建設に関する事。 8 住宅の応急修理に関する事。 9 住宅建築の融資に関する事。 10 障害物の除去に関する事。 11 気象情報の収集伝達及び水位観測に関する事。 12 農林業関係（施設を含む。）の災害防止、被害調査、応急復旧に関する事。 13 家畜の防疫に関する事。 14 へい死鳥獣の処理に関する事。 15 農薬、肥料、飼料、その他資材等の確保、斡旋に関する事。 16 被災農林業者に対する融資に関する事。 17 銚子ダム関係施設の監視に関する事。 18 商工業、観光施設等の災害防止、被害調査、応急復旧に関する事。 19 被災商工業関係者に対する融資に関する事。
生活環境班	(班 長) 生活環境課長 (副班長) 生活環境課長補佐	生活環境課職員	1 被災地及び避難所における防疫並びに清掃に関する事。 2 ごみの収集及びし尿処理に関する事。 3 被災地域の災害廃棄物の処理に関する事。

			4 廃棄物処理施設等の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。 5 死体の処理及び埋葬に関すること。 6 下水道の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。 7 飲料水及び生活用水の確保並びに供給の調整に関すること。 8 水道施設の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。 9 町民や消防機関への断水情報の提供に関すること。 10 水道の衛生維持に関すること。
教育委員会 事務局班	(班 長) 学校教育課長 (副班長) 社会教育課長	学校教育課職員 社会教育課職員 (ひろた交流センター職員を除く) 幼稚園職員 保育所職員	1 学校施設、文化財及び生涯学習施設、幼稚園及び保育所の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。 2 学校及び保育所給食施設の保全及び保健衛生に関すること。 3 応急教育及び応急保育に関すること。 4 被災児童生徒の救護及び支援に関すること。 5 学用品及び教科書の調達配分に関すること。 6 社会教育団体への奉仕協力要請に関すること。 7 避難所開設の協力に関すること。
消 防 班	(班 長) 伊予消防等事務組合砥部消防署長 (副班長) 消防団長	伊予消防等事務組合砥部消防署職員 消防団員	1 消防施設の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。 2 応急公用負担に関すること。 3 緊急必要資材等の確保補給に関すること。 4 消防機関との連絡調整に関すること。 5 消防団員、消防職員の非常参集に関すること。

			6 消防活動に関する指令伝達に関する こと。 7 消防応援要請に関すること。 8 災害現場等の災害情報接受に関する こと。 9 水火災予防及び消防広報に関する こと。 10 被害の原因及び調査に関すること。 11 被災者の救助に関すること。 12 行方不明者の捜索に関すること。 13 死体の捜索及び収容に関すること。 14 避難者の誘導に関すること。 15 災害現場での活動に関すること。 16 避難勧告、指示に関すること。 17 警戒区域の設定に関すること。 18 災害通信に関すること。
支所班	(班長) 支所長	支所職員 ひろた交流セ ンター職員	1 管内の情報収集及び報告に関する こと。 2 防災行政無線の運用に関すること。 3 支所職員の動員に関すること。 4 管内関係機関との連絡調整に関する こと。

備考

- 1 各班長は、その所属班員を指揮監督して防災活動にあたるものとする。
- 2 各班共通事務
 - (1) 各班の所管事務に関する被害状況又は災害応急対策状況のとりまとめに関すること。
 - (2) 本部との連絡に関すること。
 - (3) 各班の応援に関すること。
 - (4) 各班員は、本分掌事務のほか本部長の指示特命事項に従事すること。

第5 動員計画

1 配備計画

- (1) 各班長は、配備指令に直ちに応じられるよう、所属の職員について、あらかじめ第1

配備の初期初動体制から第3配備までの指令ごとの出動職員を指名しておき、各職員に周知徹底する。

- (2) 各班長は、あらかじめ所属の職員の中から本部連絡員を指名しておき、指名された本部連絡員は、所属班と砥部町災害対策本部との連絡にあたる。

2 伝達系統

- (1) 災害警戒本部を設置した場合

総務課長から各班長に通知し、各班長は各班員に連絡し、動員する。

- (2) 災害対策本部を設置した場合

災害対策本部における職員の動員は、本部長の配備体制の決定に基づき本部事務局長（総務課長）から各班長に、各班長は各班員か本部連絡員に伝達し動員する。

3 勤務時間内の動員方法

- (1) 連絡体制

各班への連絡は、本部事務局が庁内放送、電話、口頭等により次の事項を明確に伝える。

ア 配備の種類

イ 本部開設又は招集の時間

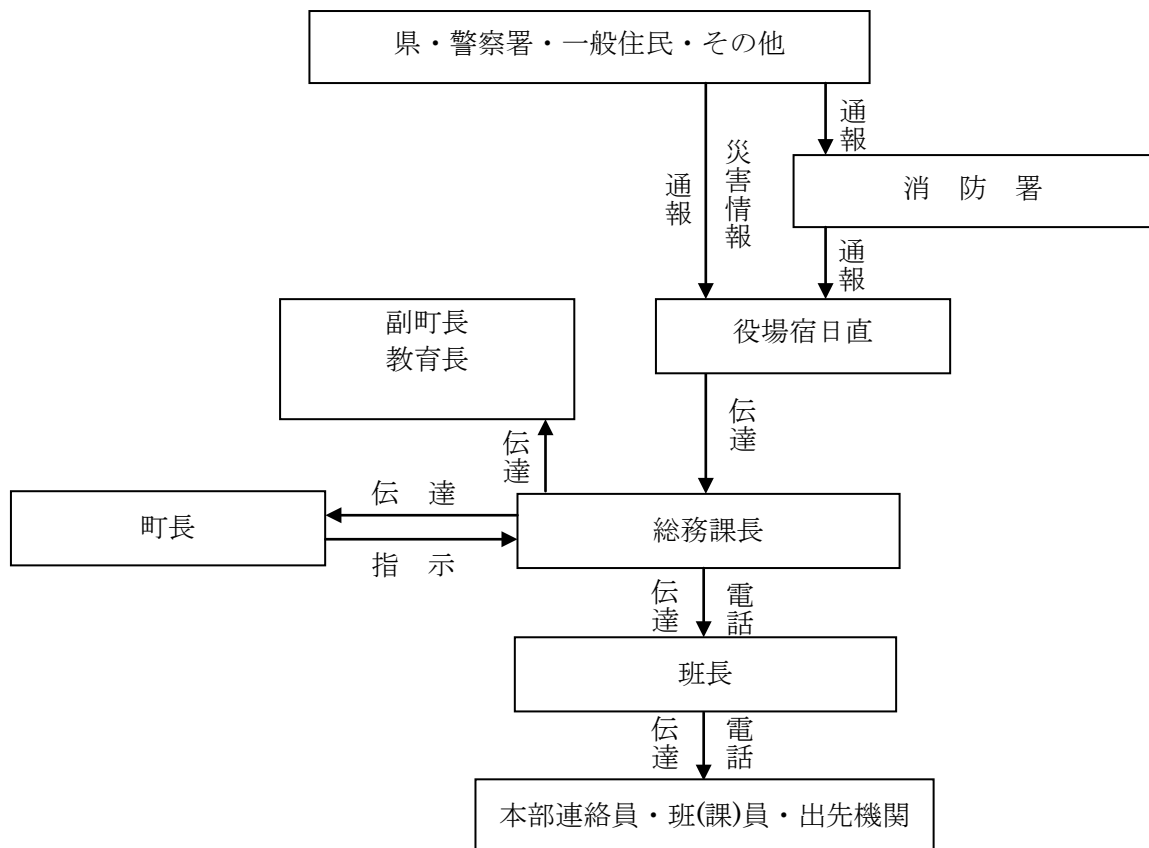
ウ 本部の設置場所

4 勤務時間外の動員方法

- (1) 連絡体制

ア 夜間・休日等の勤務時間外に町内に災害が発生した場合、第1配備を自動配備し、該当する職員は直ちに参集する。

イ 宿直者は、災害発生情報を察知したとき、直ちに次の方法により連絡する。



(2) 各班の本部連絡員及び体制確立後の報告連絡体制

ア 災害対策本部の各班長は、所属の班と本部との連絡にあたるために、本部連絡員を定めておく。

イ 本部連絡員は、所属の班と本部との連絡にあたり、本部の指示事項の伝達など連絡活動を行う。

ウ 本部長の配備体制の指示に基づき各班が体制の確立を完了したときは、直ちに本部連絡員を通じて本部事務局に報告し、本部事務局は本部長に報告する。

(3) 参集場所

職員は、原則として本庁等勤務場所に参集する。ただし災害の状況により本庁等への参集が困難なときは、最寄りの町有施設に参集し、その責任者の指示を受け災害対策に従事する。

(4) 過渡的措置

各班長は、勤務時間外の過渡的措置として職員の参集状況に応じて順次応急的な班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

5 動員状況の報告及び連絡

防災活動を実施するため職員を動員した場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、関係防災機関に連絡する。また、各班長は非常招集した場合、氏名、時刻等を本部事務局に報告し、本部事務局は災害対策本部事務局長を通じ、本部長に報告する。

6 人員の確保

(1) 第1配備から第2配備の場合

各班長は、各班の防災活動遂行において、現状の人員で対応し難いと判断される場合には、班内で配備人員を増員し、その旨を本部事務局へ報告する。

(2) 第3配備の場合

各班長は、各班の防災活動遂行において、班内の人員で対応し難いと判断される場合には、応援を本部事務局に要請する。この場合、本部事務局は速やかに可能な範囲内において、応援要員の派遣を行う。

(3) 各班別の動員要請

災害応急対策は総合的、迅速かつ的確に実施されなければならないが、災害時の状況及び応急措置の推移により、班ごとに忙閑のアンバランスが生ずることが考えられるので、本部長は必要に応じて各班の所属する職員を他の班に応援させる。そのため災害対策本部の設置後、各班長は動員者数を本部事務局まで速やかに報告する。

(4) 災害時における職員の服務

ア 職員は、この計画の定めるところにより、班長の指揮に従って防災活動に従事しなければならない。

イ 職員は、出動指令が出されたときはもちろん、災害が発生し、又は発生する恐れのあることを知った場合は、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集しなければならない。

(5) 出動指令の決定

職員の災害出動は、配備の区分に従い町長が決定し指令を出す。

第3節 通信連絡活動

第2編風水害等対策編第2章第4節「通信連絡活動」に定めるところによる。

第4節 災害情報報告活動

自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況等の情報を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

第1 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

消防組織法第40条の規定により、「災害報告取扱要領」に基づき、被害認定基準をもとに県及び国に報告する。人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況、119番通報の殺到状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

ただし、県へ連絡できない場合、直接国（消防庁）へ連絡する。

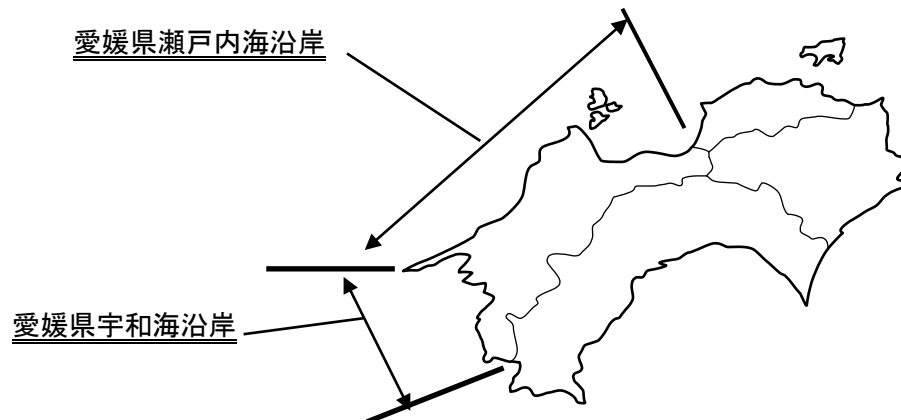
第2 国（気象庁）の地震情報の種別

1 国（気象庁）の地震情報等

（1）地震情報等の伝達

地震が発生し、次の事項に該当する場合に、松山地方気象台は、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報等を県及び関係機関へ伝達する。

ア 下の図に示す県内の津波予報区（瀬戸内海沿岸及び宇和海沿岸）に大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報が発表された場合



イ 県内で震度1以上を観測した場合

ウ 上記以外の特別な地震（群発地震等）が発生した場合

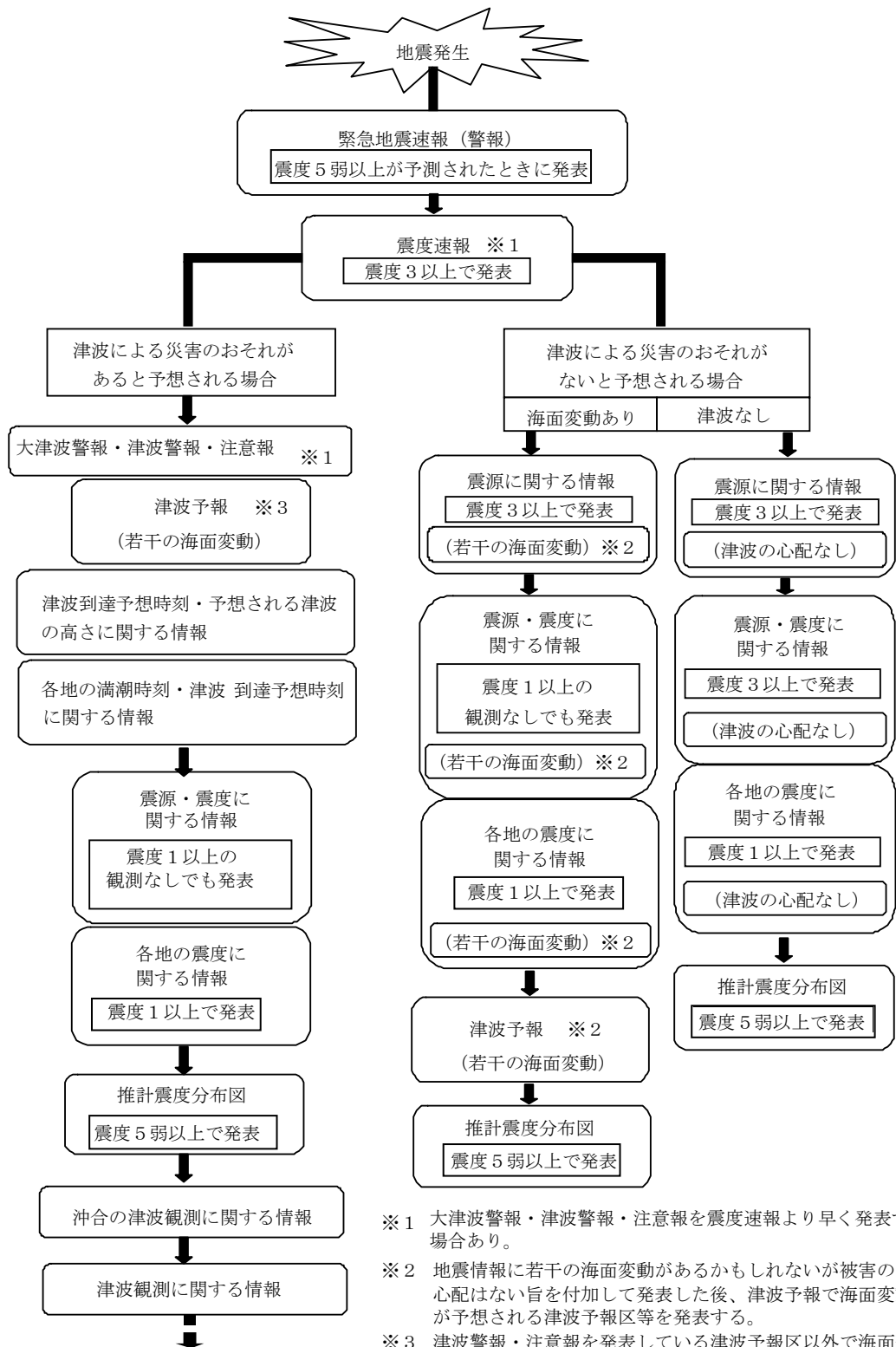
エ その他必要と認める場合

（2）情報の種類

気象庁（松山地方気象台）が発表する情報は、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波情報、震度速報、震源に関する情報、震源・震度に関する情報、各地の震度に関する情報及び地震解説資料とする。

（3）情報の流れ

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波及び地震に関する情報の流れは、次のとおりとする。



第3 情報の処理

1 地震情報等の受理・伝達・周知

- (1) 県災害対策本部(県災害警戒本部)から通知される地震に関する情報等は、町(災害対策本部設置前においては総務課)において受理する。また、町役場庁舎内に設置している計測震度計により、震度の確認を行う。
- (2) 受理した情報については、防災行政無線及び広報車等を活用して、住民に対して周知徹底を図る。
- (3) 確実な情報収集・伝達が可能となるよう、町内地域ごとの担当職員をあらかじめ定めておく。

2 情報の収集・伝達

町災害対策本部は、防災行政無線、消防無線及び自主防災組織を通じての連絡等により情報を収集するほか、次の手段、方法を用いる。

- (1) 職員派遣による収集
地震発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。
- (2) 自主防災組織等を通じての収集
自主防災組織等を通じ、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。
- (3) 参集途上の職員による収集
勤務時間外において大規模地震が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況についての情報を収集する。
- (4) 県への応援要請
被害が甚大で情報の収集及び状況調査が不可能な場合や調査に専門的な技術を必要とする場合は、県又は関係機関に応援を要請する。
- (5) 防災関係機関からの収集
情報の収集、調査については、警察、県機関及び関係機関と十分連絡をとる。

3 収集・伝達すべき情報

- (1) 被害状況
- (2) 避難の勧告、指示又は警戒区域設定状況
- (3) 緊急援護物資等の在庫並びに供給状況及び応急給水状況
- (4) 物資の価格、役務の対価動向
- (5) 金銭債務処理状況及び金融動向
- (6) 避難所の設置状況及び住民の避難生活状況
- (7) 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況
- (8) 観光客等の状況
- (9) 県の実施する応急対策の実施状況

4 情報の分析整理

平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積に努めるとともに、

インターネット等の活用により災害情報等の周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用を図ることにより、地震発生時における被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するように努める。

第4 県災害対策本部(県災害警戒本部)に対する報告及び要請

第2編風水害等対策編第2章第5節第3「県災害対策本部(県災害警戒本部)に対する報告及び要請」に定めるところによる。

第5 その他の情報活動

第2編風水害等対策編第2章第5節第4「その他の情報活動」に定めるところによる。

第5節 広報活動

第2編風水害等対策編第2章第6節「広報活動」に定めるところによる。

第6節 避難活動

大規模地震発生時においては、火災、土砂災害、家屋倒壊等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民の生命、身体の安全の確保に努める。その際、避難行動要支援者の安全な避難についても十分考慮する。

第1 避難の勧告等

1 実施責任者

避難の勧告等（避難準備（避難行動要支援者避難情報）、避難勧告及び避難指示を総称する）は、原則として町長が行う。町長は、町の区域内において災害が発生し、又は発生する恐れがあり、住民の生命及び身体を保護するため必要と認められる時は、避難勧告等を行い、必要に応じて松山南警察署長及び消防署長に住民の避難誘導への協力を要請する。

住民に危険が切迫するなど、急を要する場合で、町長が避難勧告等を行うことができないとき、又は町長から要求があったときは、次表のとおり警察官等が避難の指示を行うことができる。この場合、速やかに町長に通知する。

実施責任者	内 容	根拠法令等
町 長	災害時要援護者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき避難準備情報を提供する。	防災基本計画
	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、住民の生命及び身体を保護するため必要があるとき、当該地区の住民等に対し避難の勧告を行う。 危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するとき、避難の指示を行う。	災害対策基本法 第60条
知 事	災害が発生した場合で、当該災害により町長が避難のための勧告及び指示を発令できなくなったとき、町長に代わって行う。	災害対策基本法 第60条第5項
警察官	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、避難の指示が必要と認められる事態において、町長が指示できないと認められるとき、又は町長から要請があったとき、当該地域の住民等に対し避難の指示を行う。	災害対策基本法 第61条
	災害の発生により危険な状態が生じ、特に急を要する場合においては、その危険を避けるための避難の措置を行う。	警察官職務執行法 第4条
知事又はその命を受けた職員及び水防管理者	洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立ち退きを指示する。 水防管理者が指示を実施する場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	水防法第29条
知事又はその命	地すべりにより著しい危険が切迫していると認め	地すべり等防止

を受けた吏員	られるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立ち退きを指示する。 この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	法第 25 条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその現場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。	自衛隊法第 94 条

2 避難勧告等の基準

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、状況に応じて避難勧告等を行う。

(1) 避難準備情報

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難勧告、指示等を実施する必要が予想される場合、又は避難行動要支援者が避難を行う必要がある場合。
伝達内容	勧告者、危険予想地域、避難準備情報を勧告すべき理由、避難支援を要する避難行動要支援者、避難に際しての携帯品、避難方法。
伝達方法	防災行政無線（同報系）等により放送、広報車等による呼びかけを実施するほか、警察官、自衛官、自主防災組織等の協力を得ながら周知徹底を図る。避難勧告等の情報伝達のため緊急を要し、特に必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより、放送事業者、ポータルサイト・サーバー運営業者等に協力を求める。 また、町は、避難行動要支援者について、地域住民、自主防災組織、福祉事業者等の協力を得ながら、あらかじめ策定した避難行動要支援者支援プランに基づき避難誘導を行う。

(2) 避難勧告

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	災害が発生する恐れがあり、住民の生命及び身体を保護する必要があるとき。
伝達内容	勧告者、避難すべき理由、避難先、避難所に至る経路。
伝達方法	(1) 避難準備情報を準用する。

(3) 避難指示

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	状況が悪化し、避難すべき時期が切迫した場合、又は現に災害が発生しその現場に残留者がいる場合。
伝達内容	指示者、避難すべき理由、避難先、避難所に至る経路。
伝達方法	(1) 避難準備情報を準用する。

3 避難勧告等の内容

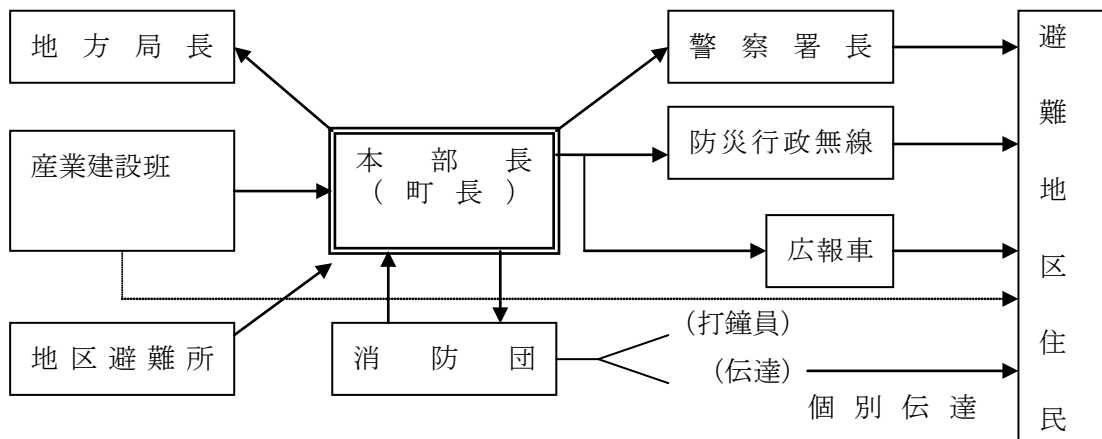
避難の勧告又は指示は、次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。ただし、指示の内容を明示するいとまがない場合、この限りではない。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難理由
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の服装、携行品
- (6) 避難行動における注意事項

4 伝達系統

避難勧告及び指示は、次の要領により伝達する。

- (1) 伝達系統



- (2) 伝達方法

避難の勧告・指示及び解除をしたときは、防災行政無線、広報車、消防車等により伝達するとともに、報道機関への協力要請を行うなど、関係区域内のすべての者に伝わるよう、あらゆる手段を活用する。

なお、状況によっては、消防団等により関係区域に戸別に伝達を行う。

第2 警戒区域の設定

第2編風水害等対策編第2章第7節第2「警戒区域の設定」に定めるところによる。

第3 避難誘導の実施

第2編風水害等対策編第2章第7節第3「避難誘導の実施」に定めるところによる。

第4 避難所の開設

第2編風水害等対策編第2章第7節第4「避難所の開設」に定めるところによる。

第5 学校、保育所、診療所等における避難対策

学校、保育所、診療所等の管理者は、災害時に円滑な避難対策が実施できるよう、次に掲げる事項等について計画をしておく。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難順位
- (3) 避難責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領
- (5) 避難者の確認方法
- (6) 家族等への引き渡し方法

第6 避難状況の報告

町災害対策本部は、避難所を開設した場合、速やかに住民に周知するとともに、次の事項について県災害対策本部（地方局経由）をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡を行う。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び収容人員（避難所ごと）
- (3) 開設期間の見込み

また、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護備蓄物資の供給等を県災害対策本部に依頼する。

第7 避難地区の警戒警備

避難指示指令者は、警察官と協議して、避難地域の安全確保と犯罪の防止に努める。

第7節 緊急輸送活動

第2編風水害等対策編第2章第8節「緊急輸送活動」に定めるところによる。

第8節 交通応急対策

大規模地震発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散乱していることが予想され、道路管理者等は、緊急輸送等の応急対策を円滑に行うため、これらの障害物を速やかに除去するとともに、必要に応じて交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

第1 交通の確保対策

1 緊急地震速報を覚知したとき及び地震発生時の自動車運転者のとるべき措置

- (1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。
 - ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側端に停止させること。
 - イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左端に寄せて停車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。
- (2) 避難のために車両を使用しない。
- (3) 災害対策基本法に基づき、区域又は道路の区間に係る通行禁止等（以下「通行禁止区域等」という。）が行われたときは、通行禁止区域等にある一般車両の運転者は、次の措置をとる。
 - ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。
 - (ア) 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、当該道路の区間以外の場所
 - (イ) 区域に係る通行禁止等が行われたときは、道路外の場所
 - イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。
 - ウ 通行禁止区域等において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の措置命令に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置を命ずることができないときは、やむを得ない限度において車両等を破損することができる。

2 情報の収集

道路及び鉄道の被害状況や通行可能な道路の交通状況を迅速に把握するため、関係機関の協力を得て情報共有に努める。

3 交通確保の基本方針

- (1) 公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。
- (2) 道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、

応急復旧等を行い、道路機能の回復に努める。

また、道路の破損、欠壊、その他の事由により二次災害の発生防止や交通が危険であると認められる場合は、二次災害の防止に努めるとともに、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

この際、道路管理者は公安委員会等と緊密な連携のもと交通規制の適切な運用を図る。

第2 交通規制の実施

1 交通規制措置

地震発生時において道路損壊等が発生した場合、被災地における災害警備活動の円滑な推進を図るため、公安委員会、県警察及び道路管理者は、緊密な連携のもと被災地域及びその周辺地域において、速やかに車両等の通行禁止、制限及び迂回道路の設定、誘導等の交通規制措置をとるものとする。

2 実施機関

(1) 道路管理者

ア 道路の損壊、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合

イ 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合

(2) 公安委員会、警察本部、各警察署

ア 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるとき

イ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき

ウ 道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずる恐れがある場合

3 緊急輸送路確保のための交通規制

(1) 緊急輸送道路の選定

知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、県警察及び道路管理者と協議し、緊急輸送にあてる道路を選定する。

この場合、県警察は、主要交差点等を中心とする交通要所に警察官等を配置し、交通整理、指導及び広報を行う。

(2) 交通規制の実施

公安委員会は、緊急交通路の円滑な運行を図るため、交通要点において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。この場合、当該区域内にある者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要事項を周知させる措置をとる。

また、県警察は、交通規制にあたって道路管理者等関係機関と相互に緊密な連携を保つとともに、交通規制を円滑に行うために、必要に応じて「愛媛県警備業協会」との協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

(3) 路上放置車両等に対する措置

ア 県警察

県警察は、緊急交通路を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去や警察車両による緊急通行車両の先導等を行うとともに、緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し、車両移動等の措置命令等を行う。

イ 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は、自ら当該措置をとる。

ウ 消防吏員

消防吏員は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は、自ら当該措置をとる。

4 実施責任者

区 分	実施責任者	対 象	事 由
道路管理者	四 国 地 方 整 備 局 長	一般国道	1 道路の破損、欠損、その他の事由により、交通が危険であると認められるとき。 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められるとき。(道路法第46条)
	県 知 事	県管理の一般国道及び県道	
	町 長	町道、農道、林道	
警 察 機 関	公安委員会	必要な全道路	県内又は隣接県に災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めたとき。(災害対策基本法第76条)
		下記警察署長の行うもの以外のもの	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。(道路交通法第4条及び第5条)
	警 察 署 長	交通の禁止又は制限をすべき区間が2以上の警察署長の管轄にわたらず、かつその期間が1か月を超えないもの	
	警 察 官	必要な全道路	道路の損壊、火災その他の事情により道路において交通の危険が生ずる恐れがある場合 (道路交通法第6条)

第3 道路交通確保の措置

1 道路交通確保の実施体制

道路管理者、公安委員会等は、他の防災機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確

保を行う。

2 道路施設の復旧

道路管理者は、(社)愛媛県建設業協会等の協力を得て、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。なお、この場合、緊急輸送路を優先して行う。

3 交通安全施設の復旧

公安委員会は、緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

4 障害物等の除去

路上における著しく大きな障害物については、必要に応じて、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は協力して所要の措置をとる。

第4 緊急通行車両の確認等

1 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

- (1) 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対して当該車両が緊急通行車両であることの確認を求める。
- (2) 知事又は公安委員会は、当該車両が緊急通行車両であることを確認したいときは、当該車両の使用者に対し災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書を交付する。

2 緊急通行車両の確認事務

- (1) 災害対策基本法施行令第33条に基づく確認事務は、知事に対しては危機管理課、公安委員会に対しては、警察本部交通規制課及び各警察署交通課において行う。
- (2) 確認の手続きの効率化・簡略化を図り、かつ、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。事前届出及び確認の手続きについては、別に定める。

第9節 災害拡大防止活動

大規模地震発生時には、家屋倒壊、同時多発火災の発生等により極めて大きな被害が予想されるため、県、住民、自主防災組織、事業所等と連携し人命救助、出火防止及び初期消火を実施する。また、消防機関は、他の消防機関等との連携をとりつつ、その全機能をあげて消火活動、水防活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行う。

これらの災害応急対策活動を実施する各機関は、業務に従事する職員等の安全の確保に十分配慮する。

第1 消防活動

1 消防活動の基本方針

地震による火災は、地震の大きさ、震源の位置、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限にくい止めるため、町は、消防署及び消防団の全機能をあげて、次の基本方針により消防活動を行う。

(1) 出火防止活動及び初期消火の徹底

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

(2) 人命救助の最優先

同時多発火災が発生した場合は、人命の救助を最優先した消防活動を行うとともに、避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

(3) 危険地域優先

同時多発火災が発生した場合は、危険性の高い地域を優先に消防活動を行う。

(4) 人口密集地優先

同時多発火災が発生した場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先して行う。

(5) 重要建築物優先

重要建築物の周辺から出火し、延焼火災を覚知した場合は、重要建築物の防護上必要な消防活動を優先する。

(6) 消火可能地域優先

同時多発火災が発生した場合は、消防力の配備状況及び消防水利の配置状況等を踏まえ、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

(7) 救命処置を要する要救助者優先

傷害の程度に応じ、救命処置を必要とする負傷者を優先し、その他の負傷者はできる

限り自主的、又は住民による応急処置を行わせる。

(8) 火災現場付近の要救助者優先

火災が多発し延焼の危険がある場合は、火災現場付近を優先に救急救助活動を行う。

(9) 多数の人命救助優先

延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要な場合は、多数の人命を救助できる現場を優先に救急救助活動を行う。

2 消防機関の活動

(1) 消防署の活動

消防署長は、消防吏員及び消防団を指揮し、地震災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動及び救急救助活動の基本方針に基づき、次の活動を行う。

ア 火災発生状況等の把握

管内の消防活動等に関する次の情報を収集し、町災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

(ア) 延焼火災の状況

(イ) 自主防災組織の活動状況

(ウ) 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

(エ) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の使用可能状況

(オ) 要救助者の状況

(カ) 医療機関の被災状況

イ 消防活動の留意事項

地震火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意して消防活動を行う。

(ア) 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動を行う。

(イ) 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はその恐れがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。

(ウ) 同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたる。

(エ) 救護活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行う。

(オ) 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。

(カ) 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。

伊予消防等事務組合砥部消防署・砥部消防署広田出張所車両等一覧表

資料 3－1

伊予消防等事務組合砥部消防署・砥部消防署広田出張所無線設備一覧表

資料 3－2

ウ 救急救助活動の留意事項

要救助者の救助救出と負傷者に対する止血、その他の応急処置を次により行い、安全な場所へ搬送する。

- (ア) 震災時は、搬送先医療機関そのものが被災し医療行為が実施できない可能性があるため、災害の状況を十分把握して、医療機関の選定及び搬送経路を決定する等被災状況に即して柔軟な対応を行う。
- (イ) 震災時には、外傷のほか骨折、失血及び火傷等傷害の種類も多く、また軽傷者から救命処置を必要とする者まで、緊急度に応じ迅速かつ的確な判断と様々な処置が要求されるため、救急救命士の有効活用、救急隊と他の消防隊が連携して出動するなど効率的な出動・搬送を行う。
- (ウ) 救急救助活動においては、負傷者や死者等の被害状況及び医療機関の被災状況等の情報をいかに速く正確に掌握できるかが、救命率向上のキーポイントとなるため、保健所、医師会等関係機関との情報交換を緊密に行いながら救急救助活動を行う。
- (エ) 震災時は道路交通確保が困難なため、消防署等において備蓄している救急救助資機材等を活用し、各地域の消防団等を中心として救急救助活動を行う。
- (オ) 高層建築物等に対する救急救助活動については、消防法に定める防火管理者による自主救護活動との連携を積極的に推進する。

3 消防団の活動

(1) 組織及び消防力

消防団は、砥部地区10分団、広田地区4分団の14分団をもって組織する。

消防団車両・資機材一覧表 資料3-4

(2) 消防団の活動

消防団は、地震災害が発生した場合、原則として砥部消防署及び砥部消防署広田出張所長の指揮下に入り消防活動を行うものとする。ただし、消防署の出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。

ア 出火防止活動

地震発生により火災等の災害発生が予測される場合は、居住地内の住民等に対し出火防止を呼びかけるとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火にあたる。

イ 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

ウ 避難誘導

避難準備情報、避難勧告、避難指示が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

エ 救急救助活動

消防署による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

4 事業所の活動

(1) 火災予防措置

火気の消火及び危険物、プロパンガス、高圧ガス等の供給の遮断確認、及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じる。

(2) 火災が発生した場合の措置

ア 自主防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大する恐れのあるときは、次の措置を講じる。

ア 周辺地域の居住者等に対し、避難等必要な行動をとるうえで必要な情報を提供する。

イ 警察、最寄りの消防機関等に電話又はかけつける等可能な手段により直ちに通報する。

ウ 立入り禁止、避難誘導等必要な防災措置を講じる。

危険物施設一覧表 資料 13-1

5 自主防災組織の活動

(1) 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブ閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認をする。

(2) 初期消火活動

火災が発生したときは、消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努める。

(3) 消防隊への協力

消防隊（消防署、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

6 住民の活動

(1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気機器類等の火気の遮断を直ちに行うとともに、プロパンガスはボンベのバルブ、危険物のタンクはタンクの元バルブを締める。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合は、家庭用消火器、風呂のくみおきの水等で消火活動を行う。

7 応援要請

(1) 県内の消防応援協定

町が消防活動のために必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、次のとおりである。

協定名及び協定先の市町機関の名称	業務の種類	締結年月日	締結方法	応援要請手続
愛媛県消防広域相互応援協定〔愛媛県内市町等〕	消防、救助、救急、その他の応援	平成18年3月1日	文書	無線又は電話等による
中予地区広域消防相互応援協定	救急、火災、その他の災害	平成2年8月1日	文書	口頭、電話又は電信による
伊予、大洲、久万高原広域消防相互応援協定	救急、火災、その他の災害	平成17年11月1日	文書	口頭、電話又は電信による

愛媛県消防広域相互応援協定書 資料 3-7

中予地区広域消防相互応援協定書 資料 3－6

伊予、大洲、久万高原広域消防相互応援協定書 資料 3－5

火災が発生し、被災地の消防機関の消防力のみでは火災の防御が困難又は困難が予想される場合は、火災の態様、動向等を的確に判断し、県下の他の消防機関に対して、消防応援協定に基づく応援要請（消防組織法第 39 条）を速やかに行う。

ア 近隣市町間の消防相互応援協定に基づくもの

被災地の消防機関の消防力のみでは火災の防御が困難であると予想される場合は、近隣市町等の消防相互応援協定に基づき応援要請を行う。

イ 東予、中予、南予の広域消防相互応援協定に基づくもの

同じ地域の他の消防機関の個別の応援を得て対応できるものは、各地域の広域消防相互応援協定に基づき応援要請を行う。

ウ 愛媛県消防広域相互応援協定に基づくもの

同じ地域の他の消防機関のまとまった応援又は地域外の消防機関に広く応援を求める必要がある場合は、県下統一協定に基づく応援要請を行う。

（2）他県への応援要請

大規模火災により大規模な被害が発生し、町長が知事に他県の消防機関に対し応援要請（消防組織法第 44 条）を求めた場合、知事は消防庁長官に緊急消防援助隊の応援を要請し、その結果を直ちに町長に連絡する。

ア 応援要請の手続き

町長は、他の消防機関に対し応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして要請する。（要請は電話で行い、後日文書を提出する。）

（ア）火災の状況及び応援要請の理由

（イ）応援消防隊の派遣を必要とする期間

（ウ）応援要請を行う消防隊の種別と人員・車両・資機材

（エ）進入経路及び結集場所

イ 応援隊の受け入れ体制

応援消防隊の円滑な受け入れを図るため、町は、連絡班を設け、受け入れ体制を整えておく。

（ア）応援消防隊の誘導方法

（イ）応援消防隊の人員・車両・資機材、指揮者等の確認

（ウ）応援消防隊に対する食事、宿泊施設等の手配

（3）愛媛県消防防災ヘリコプターに対する応援要請

火災が発生し、町長又は消防長が必要と判断した場合は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、愛媛県防災航空事務所に対してヘリコプターの緊急出動を要請する。

愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定 資料 14－1

第2 水防活動

地震による洪水に対する水防活動及び、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、町の水防計画書に定めるところによる。

1 水防管理者及び水防管理団体の活動

- (1) 地震による洪水の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた職員又は水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難のため立退きを指示することができる。

なお、立退きの指示を行った旨を当該地域を管轄する警察署長に通知するものとする。

- (2) 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、情報の収集に努め、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請する。緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努めるものとする。

- (3) 河川、水門、樋門等の管理者は、被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講じるものとする。

第3 水防活動の応援要請

1 地元住民の応援

水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、無用の者の立入を禁止し、若しくは制限し、あるいはその区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させる。

2 警察官の応援

水防のため必要があると認められるときは、所轄警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

3 隣接水防管理団体の応援及び相互協定

ア 水防管理者は、水防法（昭和23 年法律第193号）第23条の規定により、緊急の場合必要に応じ他の水防管理者、市町長、消防団長に対して応援を求めることができる。

イ 隣接する水防管理団体は、協力応援等水防事務に関して、相互協定し、水防計画に定めるものとする。

4 自衛隊の応援

大規模の応援を必要とする緊急事態が生じたときは、知事の判断により、又水防管理者は知事を通じ、自衛隊に災害派遣の要請を行う。

第4 人命救助活動

1 人命救助活動の基本方針

- (1) 救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、市町長が行うことを原則とする。

- (2) 県、県警察及び自衛隊は、町長が行う救出活動に協力する。

- (3) 県は救出活動に関する応援について市町間の総合調整を行う。

- (4) 町は、町の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。
- (5) 自主防災組織、事業所等及び住民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。
- (6) 救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

2 町の活動

- (1) 職員を動員し負傷者等を救出する。
- (2) 町長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。
 - ア 応援を必要とする理由
 - イ 応援を必要とする人員、資機材等
 - ウ 応援を必要とする場所
 - エ 応援を必要とする期間
 - オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項
- (3) 町等は、広域的な応援を必要とする場合には、「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づき、応援要請を行うものとし、要請を受けた市町等は、必要な応援隊を派遣し、迅速かつ円滑に応援を実施するものとする。

愛媛県消防広域相互応援協定書 資料3-7
- (4) 町長は状況に応じ、自衛隊の救出活動を県に要請する。

3 消防機関の活動

消防署及び消防団は、震災時には広域的に多数の負傷者の発生が予想されるため、住民の協力を確保するとともに、医師会、日本赤十字社愛媛県支部、警察署との協力体制を整え、的確な人命救出活動にあたるものとする。

また、市町等は、広域的な応援を必要とする場合には、「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づき、応援要請を行うものとし、要請を受けた市町等は、必要な応援隊を派遣し、迅速かつ円滑に応援を実施する。

4 自主防災組織の活動

- (1) 救出・救護活動の実施
 - 崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。
 - また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。
- (2) 避難の実施
 - 町長、警察官等から避難の勧告又は指示が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難所に誘導する。
 - 避難の実施にあたっては、次の点に留意する。
 - ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。
 - (ア) 市街地 ……………火災、落下物、危険物
 - (イ) 山間部、起伏の多いところ……崖崩れ、地すべり
 - イ 避難にあたっては、必要最低限の物のみ携帯する。

ウ 避難行動要支援者等の自力で避難することが困難な者に対しては、自主防災組織等地域住民が協力して避難させる。

(3) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としてもそれぞれが保持する食料等の配布を行うほか、町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

5 事業所の活動

事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。

- (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。
- (3) 事業所の防災組織は、自主防災組織等と相互に連携をとって地域における救出活動を行う。
- (4) 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察等に連絡し早期救出を図る。
- (5) 救出活動を行うときは、可能な限り町、消防機関、警察と連絡をとりその指導を受ける。

第5 学校における災害応急対策

学校における災害は、いつ、どこで発生するか分からないものであり、不測の事態に際しても、万全の対応策をとることができるよう、日ごろから教職員全員が危機管理意識をもって、備えをしておくことが重要である。

このため、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）に基づき、防災に関する計画や災害発生時のマニュアルを日頃から定めておく。また、避難所を指定する町の関係部局や自主防災組織の指導・協力を得て、施設の利用方法等について、事前に学校の役割分担を協議しておく。

- (1) 危機管理マニュアルの作成
- (2) 教職員の共通理解の促進
- (3) 保護者、地域、関係機関との連携
- (4) 防災上必要な設備等の整備及び点検
- (5) 災害発生時の連絡体制の確立と周知
- (6) 適切な応急手当のための準備
- (7) 緊急避難所の確認
- (8) 登校・下校対策
- (9) 学校待機の基準と引渡しの方法

第6 被災建築物に対する応急危険度判定の実施

地震により建築物等が被害を受けたときは、その後の余震等による人的被害の発生を防

止するため、次の安全対策を実施する。

- (1) 県及び町は、(社)愛媛県建築士会等建築関係団体の協力を得て、地震被災建築物応急危険度判定士等により、被災建築物等の危険度の把握を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 県及び町は、被災宅地危険度判定士等により被災宅地等の危険度の把握を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (3) 住民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物等の安全性を確認するとともに、必要な措置を講じる。

第7 帰宅困難者への対応

県、市町及び民間事業者等は連携し、適切な情報提供、避難所の開設などにより帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するよう努める。

- (1) 県及び町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- (2) 県及び町は、都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。
- (3) 民間事業者は、帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。

第10節 緊急物資の確保・供給

第2編風水害等対策編第2章第13節「緊急物資の確保・供給」に定めるところによる。

第11節 医療救護活動

第2編風水害等対策編第2章第14節「医療救護活動」に定めるところによる。

第12節 住宅応急対策

第2編風水害等対策編第2章第15節「住宅応急対策」に定めるところによる。

第13節 避難行動要支援者への援助

第2編風水害等対策編第2章第16節「避難行動要支援者への援助」に定めるところによる。

第14節 孤立地区に対する援助活動

第2編風水害等対策編第2章第17節「孤立地区に対する援助活動」に定めるところによる。

第15節 死体の搜索、収容及び埋葬

第2編風水害等対策編第2章第18節「死体の搜索、収容及び埋葬」に定めるところによる。

第16節 防疫・保健衛生活動

第2編風水害等対策編第2章第19節「防疫・保健衛生活動」に定めるところによる。

第17節 ボランティア支援計画

第2編風水害等対策編第2章第20節「ボランティア支援計画」に定めるところによる。

第18節 広域応援活動

第2編風水害等対策編第2章第21節「広域応援活動」に定めるところによる。

第19節 ライフラインの確保対策

第2編風水害等対策編第2章第22節「ライフラインの確保対策」に定めるところによる。

第20節 公共土木施設等の確保対策

公共土木施設における復旧対策のため、地震発生後、直ちに専門技術者により所管する施設・設備の調査を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に応急復旧を速やかに行う。

また、余震あるいは降雨等による二次的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を行い、その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施する。

さらに、(社)愛媛県建設業協会等の協力を得て、障害物の除去、二次災害の防止工事、応急復旧、通行規制等に必要な人員、資機材等について確保に努める。

なお、必要に応じ報道機関や地域住民に対して緊急物資の輸送拠点、緊急輸送路及び公共土木施設の状況等の情報を提供する。

第1 道路施設

管理する道路について、早急に被災状況を把握し、県等へ報告するほか、復旧活動の支援に資することを勘案して、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能の確保に努める。

道路が被災したときは、被災状況に応じ、通行止めや重量制限等の通行規制、迂回路の設定、二次災害の防止、応急工事等所要の応急措置を講じるものとし、道路等が損壊し、迂回路がない場合は、仮道、仮栈橋の設置等早期に通行の確保が図れるよう必要な措置を講じる。

第2 河川管理施設

管理する河川について、堤防、護岸の破壊等について、浸水被害及び余震等による増破を防ぐ処置を講じるとともに、水門、排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能となることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切りを行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。また、河川管理施設が破壊、損壊等の被害を受けた場合には、特にはん濫水による被害の拡大防止に重点をおき、速やかに施設の復旧に努める。

第3 砂防等施設

地震発生後、早急に被害状況を把握して県等へ報告するなど、関係機関と連携を密にし、二次被害の防止に努める。

第4 治山等施設

地震発生後、早急に被害状況を把握して県等へ報告するなど、関係機関と連携を密にし、

二次被害の防止に努める。

第5 農業用ダム、ため池及び用水路

1 被害状況の把握

施設管理者は、農業用ダム、ため池及び用水路の被害状況を調査する。

2 応急措置の実施及び下流域の市町又は警察署長への必要な措置の要請

施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに被害の及ぶ恐れがある下流域の市町長又は警察署長に対し状況を連絡し、避難指示等必要な措置をとるよう要請するとともに迅速に応急措置を講じる。

第6 災害応急対策の拠点となる重要な庁舎等

1 被害状況の把握

地震後、早急に管理する施設（災害応急対策上重要な庁舎等）及び設備について点検し、被災状況を確認する。

2 緊急措置の実施

施設及び設備が破損した場合は、防災機関として機能に支障のないよう緊急措置を講じる。

第21節 危険物施設等の安全確保

第2編風水害等対策編第2章第24節「危険物施設等の安全確保」に定めるところによる。

第22節 廃棄物等の処理

第2編風水害等対策編第2章第25節「廃棄物等の処理」に定めるところによる。

第23節 社会秩序の維持

大規模地震発生時には、多数の住民が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居や家財が喪失して地域社会が極度の混乱状態にあるため、町、県警察本部及び各警察署は警備体制を確立し、関係機関、団体等と協力して人心の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講じる。

第1 町の活動

1 住民への広報

町は、各種情報の不足や誤った情報等のため、地域に流言飛語を始め各種の混乱が発生し、又は混乱が発生する恐れがあるときは、速やかに地域住民に対して正確な情報及び住民のとるべき措置等について呼びかけを実施するよう努める。

2 生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策

- (1) 生活関連商品の価格及び需給状況の把握に努める。
- (2) 必要に応じ、物価の安定を図るための施策を実施する。
 - ア 商品を指定し、物価監視を行う。
 - イ 事業者に対し調査、指導を行い、必要に応じ勧告又は公表を行う。
 - ウ 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。

3 県に対する応援要請

町は、当該地域の社会秩序を維持するため必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

第2 県警察の活動

1 警察独自及び自主防犯組織等との連携による安全の確保

- (1) 被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。
- (2) 被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。
- (3) 警察署等において、地域の自治会組織等との安全確保に関する情報交換、住民等からの相談受付を行うなどして、住民等の不安の軽減に努める。

2 銃砲、刀剣類に対する措置

- (1) 銃砲、刀剣類による犯罪を予防し治安を維持するため、銃砲等の所有者に所在確認と保管の徹底を指導する。
- (2) 避難している場合は、銃砲保管業者に一時保管委託をするように指導する。

- (3) 銃砲、刀剣類の運搬又は携帯の禁止等の緊急措置を講ずる。
- (4) 銃砲、刀剣類の製造及び販売業者に対しては、盗難等の事故防止のため厳重な保管を特に指導する。

3 関係機関に対する協力

地域の平穏を害する不法行為を未然に防止するため、物資の配給、その他救助活動等を行う関係機関の活動に対し、可能な限り協力する。

第24節 災害救助法の適用対策

第2編風水害等対策編第2章第27節「災害救助法の適用対策」に定めるところによる。

第25節 応急教育活動

第2編風水害等対策編第2章第28節「応急教育活動」に定めるところによる。

第26節 労務供給計画

大規模災害が発生し、町、県等だけでは対応が不十分な場合、防災関係機関等に対し災害応急対策活動に必要な要員を要請し、確保する。

第1 労務の確保

1 実施体制

町は、災害の状況を把握し、奉仕団の動員又は労務提供者の雇用を必要とする場合は、奉仕団の責任者及び公共職業安定所長に依頼を行い、確保に努める。

2 民間団体等の協力要請等

(1) 要請基準

日赤奉仕団及び民間団体等に対する奉仕活動の要請基準は、次のとおりとする。

- ア 避難所を開設するまでには至らないが、被災者が多数にのぼり、奉仕活動を必要とする場合
- イ 被災地における救助活動、応急復旧作業等に従事する者に対して、炊き出し等により食料の供給を必要とする場合
- ウ その他奉仕活動を必要と認める場合

(2) 要請方法

奉仕活動の要請は、災害対策本部長が行う。

ア 要請措置

要請は、文書又は口頭をもって行う。口頭をもって要請したときは、事後において速やかに文書による要請措置をとる。

イ 要請事項

- (ア) 要請理由
- (イ) 奉仕活動内容及び場所
- (ウ) 要請人員
- (エ) 奉仕活動期間
- (オ) 奉仕活動に必要な資機材の調達方法
- (カ) その他必要な事項

(3) 要請順序

応急対策等に労務を必要とするときは、まず最初に日赤奉仕団、民間ボランティアに動員要請を行い、被害が広範囲にわたる場合は、公共職業安定所に労務提供の雇上げの要請を行う。

(4) 応援要請

町内の雇上げで不足が生ずる場合は、県及び近隣市町に対して、応援を必要とする理由、作業内容、従事場所、人員、従事期間、集合場所等を明確にして応援を要請する。

町内奉仕団体一覧表 資料16-1

3 労務提供者の雇上げ

(1) 要請方法

労務提供者を雇用する場合は、労務内容、労務期間、集合場所、賃金等を明確にした書類により、公共職業安定所長に要請する。

(2) 記録

労務提供者を雇用し及び奉仕団の奉仕を受けたときは、次の書類、帳簿を整理しておくものとする。

- ア 出役表
- イ 賃金台帳
- ウ 奉仕団の名称及び人員、氏名
- エ 奉仕した作業内容及び期間
- オ その他参考事項

第2 災害救助法が適用された場合の措置基準

(1) 支出できる作業員経費

- ア 被災者の避難
- イ 医療助産における移送費
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 救援用物資の整理、輸送及び配分
- カ 死体の搜索
- キ 死体の処理（埋葬を除く。）

(2) 応急のための雇用期間及び経費の額

作業員経費は、町における通常の実費とし、期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

第27節 消防防災ヘリコプターの支援

各種災害又は事故等に際し、必要に応じて愛媛県が所有する消防防災ヘリコプターの運航を要請し、有効かつ迅速に支援活動を行うことによって、その被害を最小限に防止する。

第1 緊急運航要請手続き

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請は、町域に災害が発生し又は発生しようとしている時及び町長が必要と認めた時、町長又は伊予消防等事務組合の消防長若しくは関係行政機関の長が、県消防防災安全課長に対して行う。

この要請は、愛媛県防災航空事務所（消防防災航空隊）に対して電話にて行うこととし、事後に要請書を提出する。

連絡先

緊急連絡用電話 089-965-1119
一般事務用電話 089-972-2133
ファクシミリ 089-972-3655

第2 支援活動の種類

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動

第3 緊急運航の要件

消防防災ヘリコプターは、次の要件を満たす場合に緊急運航する。

- (1) 公共性
- (2) 緊急性
- (3) 非代替性

愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定 資料14-1

第28節 原子力災害対策

本町に最も近い原子力発電所は、四国電力伊方発電所である。

しかし、本町は国が定めるP A Z（予防的防護措置を準備する区域）やU P Z（緊急時防護措置を準備する区域）には含まれていない。

その一方で、原子力発電所における緊急事態や、緊急事態により発生しうる災害に対しては、住民の関心が高いことや、緊急事態発生時には、本町への避難の可能性があるため、町は、県や関係機関等の協力を得て、対策の取り組みを推進する。

第1 本町の役割

原子力災害対策における町の役割は以下のとおりとする。

- （1）原子力災害発生時における広域避難者の受入れに関すること
- （2）重点市町における緊急事態応急対策の応援に関すること
- （3）原子力災害に関する広報

第2 災害応急体制の整備

（1）町の防災体制の整備

原子力発電所における緊急事態は以下のとおり分類される。

町は、原子力災害発生時における広域避難者の受入れに必要な体制、手順等を整備しておく。

ア 警戒事態

対象事象等：警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）が発生した段階

概要：その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、早期に実施が必要な要配慮者等の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階

県の活動体制：警戒配備体制（警戒配備、特別警戒配備）

町の活動体制：原子力災害警戒体制（災害警戒本部・地震対応の警戒配備）

イ 施設敷地緊急事態

対象事象等：特定事象（原子力災害対策特別措置法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）の発生

概要：原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階

県の活動体制：災害対策本部

町の活動体制：原子力災害特別警戒体制（災害警戒本部・地震対応の第1配備）

ウ 全面緊急事態

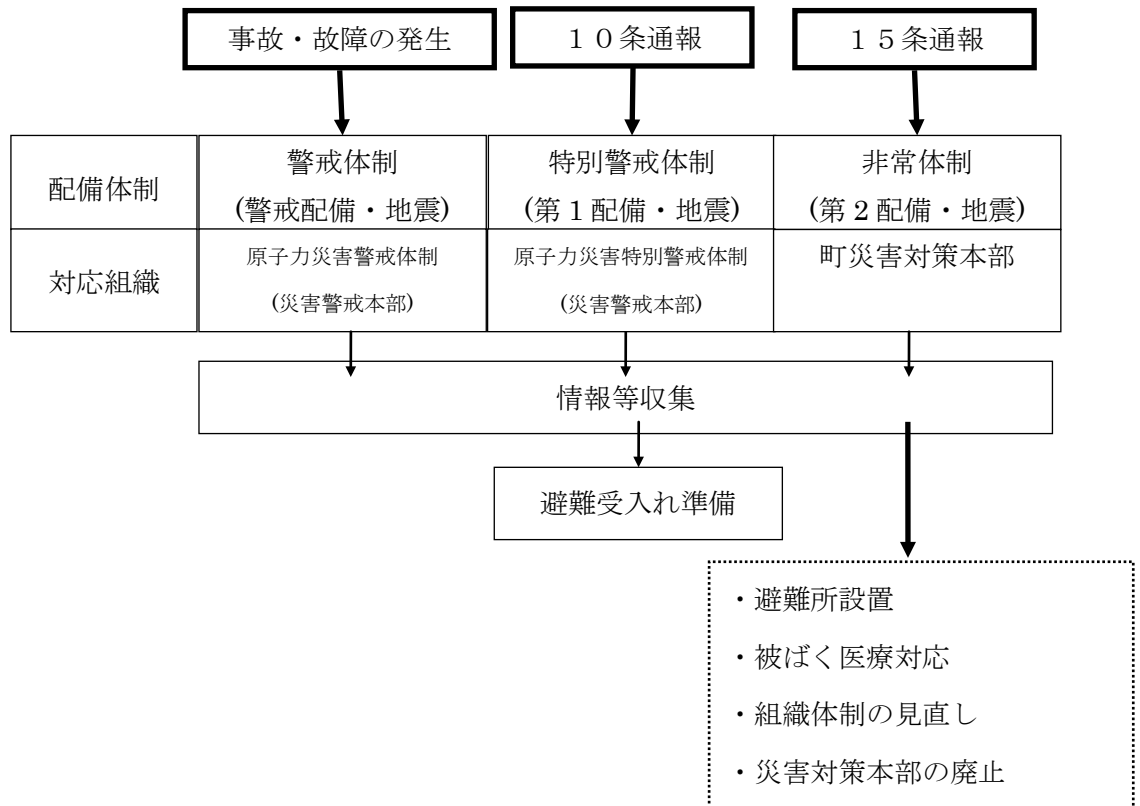
対象事象等：原子力災害対策特別措置法第15条の緊急事態判断基準に基づき、内閣総理大臣より原子力緊急事態宣言の発出

概要：原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

県の活動体制：災害対策本部

町の活動体制：災害対策本部（地震対応の第2配備）

原子力防災活動体制の流れ



(2) 緊急物資等の確保

災害が大規模となり、被災地において緊急物資の不足が発生した場合、又は、消防・救急等の即時対応が要請された場合に速やかに対応できるよう、あらかじめ県と調整し、必要な物資・資機材等の確保に努める。

(3) 緊急輸送道路・避難道路の確保

被災地への人員・物資等の輸送や被災地からの避難者の移動、負傷者等の搬送等に備え、県とあらかじめ緊急輸送道路・避難道路の確保に努める。

第3 防災知識の普及

(1) 町職員に対しての防災知識の普及活動

町は、県の協力により、以下に掲げる事項について、必要に応じて職員を対象に研修を行う。

- ア 放射線及び放射性物質の特性
- イ 原子力発電所施設の概要
- ウ 原子力災害とその特性
- エ 砥部町地域防災計画と県の原子力防災対策に関する知識
- オ 原子力災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- カ 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- キ 家庭及び地域における防災対策
- ク その他必要な事項

(2) 住民に対しての防災知識の普及活動

町は、県の協力により、以下に掲げる事項について、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施する。

- ア 原子力災害に関する一般的知識
- イ 原子力災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- ウ モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護方法等に関する知識
- エ 防災関係機関等の防災対策に関する知識
- オ 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- カ 避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- キ 非常持出品の準備等家庭における防災対策に関する知識
- ク 避難生活に関する知識
- ケ 要配慮者等への配慮に関する知識
- コ 災害復旧時の生活確保に関する知識
- サ 被災時の男女のニーズの違い等に関する知識
- シ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスに関する知識

第4 原子力防災訓練の実施

町は、必要に応じて、県や国が行う防災訓練に職員を派遣し、技能の習得・向上に努める。

第5 広域避難者受け入れ体制の整備

原子力災害の発生に備え、愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）（以下、「県地域防災計画」という。）及び愛媛県広域避難計画に基づき、避難者の受け

入れ体制を整備する。

なお、風水害や地震、津波と原子力災害が同時に発生した場合には、避難者が大量に発生する可能性があるため、複合災害の状況に応じた柔軟な対応を行うことを前提とする。

第29節 原子力災害緊急事態応急対策

第1 応急措置の概要

(1) 町のとるべき措置

町は、原子力発電所における緊急事態の発生を覚知したときは、防災担当職員を中心に以下の活動を行う。

- ア 情報収集活動
- イ 広報・広聴活動
- ウ 被災地への応援協力活動

第2 情報収集活動

(1) 県からの情報収集

放射性物質の大量放出による影響が周辺地域におよび、又は、およぶおそれがある場合、県知事（県災害対策本部長）は、必要に応じて町に情報の提供を行うこととされている。

町は、県からの第一報を受けた場合、継続的な情報収集に努めるとともに、今後の町の対応、住民への広報内容等について、県と調整を行う。

第3 広報・広聴活動

(1) 町の広報・広聴活動

町は、原子力発電所等における緊急事態の状況など、町民に対して、継続的に広報を行う。広報に当たっては、正確な情報をわかりやすく伝えることに努め、デマや風評に惑わされず、冷静沈着に行動するよう促す。

また、緊急事態に対して不安を抱く住民の問い合わせ等に対応できるよう、相談窓口の設置を検討する。

ボランティアの募集を実施する場合は、町社会福祉協議会とともに、募集内容等の広報を行う。

第4 被災地への応援協力活動

(1) 避難者の受入れ

原子力災害により広域避難者が発生した場合は、県地域防災計画及び愛媛県広域避難計画に基づき、町は県と連携し、避難及びスクリーニング等の場所を開設し、住民に周知徹底を図るものとする。

この際、町民に対しては不要不急の外出を控えるよう要請し、速やかな避難の実施に努める。

避難所や避難道路を指定した場合、県及び被災市町に通知する。

また、県及び重点市町と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等に報告を行う。

(2) 応援要請への対応

被災市町や県から、救急や消防職員の派遣、緊急物資の供給等の応援要請を受けた場合、可能な範囲で対応する。

(3) 緊急輸送における緊急輸送道路・避難道路の確保

町内を走る道路を緊急輸送道路・避難道路として利用することとされた場合、警察により交通規制が実施されることがあるため、町民に関連する情報等の提供を行う。

また、交通規制用によりその他の道路において交通渋滞が発生する可能性があることから、不要不急の外出を控えるよう、広報に努める。

(4) ボランティア活動支援

被災地におけるボランティアニーズは県、国、関係団体と連携し、把握に努め、これらの情報を基に、町社会福祉協議会とともに、ボランティアの受付け、調整等その受入体制を確保するよう努めるとともに、必要に応じてボランティアを募集し、被災地等に派遣する。

第30節 原子力災害中長期対策

第1 汚染の除去等

(1) 環境放射線モニタリングの情報収集

放出された放射性物質による健康への影響が長期間に及ぶ可能性があるため、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した後にも、継続的な周辺地域の環境放射線モニタリングの情報収集に努める。

モニタリングの結果は、定期的に町民に公表する。

(2) 除染

近隣市町の環境放射線モニタリングの結果、町内の住民に身体的な影響をおよぼす恐れがある場合には、町は、県や国、その他関係機関と連携し、区域を設定し、除染作業を行う。

第2 風評被害等の影響の軽減

町は、風評被害等の防止又は影響を軽減するために、必要に応じて町内で生産された地域生産物の放射線量の計測を関係機関に依頼し、その結果を公表するとともに、県と協力し、国、関係機関、報道機関、業界団体や市場関係等に情報を提供する。

第3編 震災対策編

第3章 地震災害復旧・復興対策

地震災害による被害からの早期復旧・復興を図るため、被害状況・内容等に応じた国・県及び町の応急復旧措置、救済措置及び支援措置等に関する対策を示す。

第1節 災害復旧対策

第2編風水害等対策編第3章第1節「災害復旧対策」に定めるところによる。

第2節 復興計画

第2編風水害等対策編第3章第2節「復興計画」に定めるところによる。

第3節 被災者の生活再建支援

第2編風水害等対策編第3章第3節「被災者の生活再建支援」に定めるところによる。

第3編 震災対策編

第4章 南海トラフ地震防災対策

南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、町内における地震防災対策を示す。

第1節 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下本章において「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、町内における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び町内のその他公共的団体、防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第2節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるとおりである。

第3 南海トラフ地震防災対策推進地域

1 推進地域の指定

法第3条第1項の規定に基づき、平成26年3月31日内閣府告示第21号により、愛媛県は全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された。

2 指定基準

推進地域の指定基準は、次のとおりであり、推進地域においては、国、地方公共団体、民間事業者等が各種計画を策定し、それぞれの立場から地震防災対策を推進することとなった。

(1) 震度に関する基準

震度6弱以上（関係都府県等が管轄地域内の防災対策を検討するために個別地域の状況を踏まえて実施した被害想定や防災アセスメントの結果、震度6弱以上となる市町村を含む。）

(2) 過去の地震による被害

○過去に発生した南海トラフ地震で、特殊な地形の条件等により大きな被害を受けた地域については、次の南海トラフ地震でも同様の被害を受けないとはいえないため、これを配慮した地域とする。

○「過去に発生した地震により大きな被害を受けた地域」という判断は、確かな古文書・調査記録などに記録された個々の市町村の被害記録を基に、当該地域の揺れを震度階級に換算したものが震度6弱以上となる市町村とする。

(3) 防災体制の確保等の観点

「周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制がとれる地域については、防災体制等の観点からこれを配慮した地域とする。」こととし、その具体的運用は以下の通りとする。

- ・広域防災体制の一体性（消防、水防、医療、ごみ処理、上水道など）
- ・周囲を指定候補市町村に囲まれている市町村

第2節 関係者との連携協力の確保

第1 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 町は、地震が発生した場合における応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の保有状況を把握し、応急活動に当たっている対策部等から当該物資等の供給要請があった場合は、速やかに配備し、不足する場合は町内において確保する。
- (2) 町内において確保が困難な場合は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な県の備蓄物資等の要請、又は市町間のあっせんを依頼する。

なお、物資の備蓄、調達については、第2編風水害等対策編第2章第13節「緊急物資の確保・供給」に定めるところによる。

2 人員の配置

町は、地震が発生した場合における応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要とする人員を速やかに、かつ適切に配置につかせるとともに、必要により各班間で調整を図る。

また、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県に

応援を要請するものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2 他機関に対する応援要請

1 応援協定等に基づく応援協定

町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、応援協定等に基づく応援については、第2編風水害等対策編第2章第21節「広域応援活動」に定めるところによる。

町は必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請するものとする。

2 県消防防災ヘリコプターの出動要請

県に対する消防防災ヘリコプターの出動要請については、第2編風水害等対策編第2章第21節「消防防災ヘリコプターの支援」に定めるところによる。

3 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣要請の要求については、第2編風水害等対策編第2章第21節「広域応援活動」に定めるところによる。

第3 帰宅困難者への対応

- 1 町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- 2 都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第3節 地震防災上緊急に整備すべき

施設等の整備計画

地震等による災害から町域並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的に整備を推進する。

施設等の整備は概ね5か年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

- 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化
- 2 避難場所の整備
- 3 避難経路の整備
- 4 土砂災害防止施設
- 5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設

- 6 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
 - 7 通信施設の整備
- (1) 町防災行政無線
 - (2) その他の防災機関等の無線

第4節 防災訓練計画

第1 防災訓練の実施

- 1 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、第2編風水害等対策編第1章第7節「防災訓練計画」に定めるところによる。

第5節 地震防災上必要な教育及び 広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとし、内容等については、第3編震災対策編第1章第1節「防災知識普及計画」に定めるところによる。

